

自己点検・評価報告書

—2022(令和4)年度から2024(令和6)年度を中心に—

2025(令和7)年7月22日

拓 殖 大 学

目 次

序 章	1
本 章	
第 1 章 理念・目的	4
第 2 章 内部質保証	9
第 3 章 教育研究組織	17
第 4 章 教育課程・学習成果	24
第 5 章 学生の受け入れ	39
第 6 章 教員・教員組織	47
第 7 章 学生支援	54
第 8 章 教育研究等環境	63
第 9 章 社会連携・社会貢献	73
第 10 章 大学運営・財務	77
第 1 節 大学運営	77
第 2 節 財務	83
終 章	87

序 章

＜拓殖大学における内部質保証システム＞

拓殖大学（以下「本学」という。）は、学校教育法第109条の趣旨を踏まえ、本学学則第3条に「教育研究水準の向上に資するため、大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と定め、これを実施している。また、これに加え、大学の教育研究等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を政令で定める期間ごとに受審している。

直近では、2021（令和3）年度に認証評価機関である公益財団法人大学基準協会（以下「大学基準協会」という。）による第3期認証評価を受審し、その結果、「拓殖大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。認定の期間は、2022（令和4）年4月1日から2029（令和11）年3月31日までとする。」との評価を得ている。

本学では、内部質保証システム（P D C Aサイクル）構築の重要性を認識し、自己点検・評価結果を踏まえて、改革改善に結びつけることで、恒常的に本学の教育研究等の質の保証及び向上を図ることを目的として、2018（平成30）年12月に「拓殖大学内部質保証委員会規程」を、自己点検・評価活動の客觀性・公平性を担保し教育研究等の水準のさらなる向上を図るため「拓殖大学外部評価委員会規程」をそれぞれ制定している。これに加え、内部質保証システムの機能強化を図るため「拓殖大学内部質保証の方針及び手続」を策定し、不断の見直しを行いつつ、これらに基づく取り組みを実施し、大学の質保証の向上に努め、社会に貢献する高等教育機関としての使命と役割を果たしている。

＜本学における大学改革の取り組み～第3期認証評価受審後の主な取り組み～＞

本学では、建学の理念「積極進取の気概とあらゆる民族から敬慕されるに値する教養と品格を具えた有為な人材の育成」を達成するため、学校法人拓殖大学が策定した「学校法人拓殖大学中長期計画【教育ルネサンス2030】」（以下「教育ルネサンス2030」という。）をも踏まえ、大学の総合力を發揮し、教育の質保証を重視した効果的な大学改革を推進している。また、大学改革の推進にあたっては、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会における答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（2018（平成30）年11月26日）や「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」（2025（令和7）年2月21日）等の国が定めた方向性等をも注視し、取り組んでいる。

なお、本学における大学改革の取り組みのうち、第3期認証評価受審後（2022（令和4）年度以降）に実施した注目すべき取り組みは、次のとおりである。

【基準2（第2章）内部質保証】

内部質保証システムの実効性及び適切性の更なる向上を図るため、内部質保証委員会を中心に「拓殖大学内部質保証の方針及び手続」の抜本的な見直しについての検討を行い、その結果（改定案）を2023（令和5）年1月10日開催の常務理事会に報告し、了承を得た。また、2022（令和4）年度の自己点検・評価の実施にあたっては、新たに「自己点検・評価シート」を導入し、各部署が「長所・特色」「問題点」「特記事項」等を具体的に記載することにより、的確な現状把握を行い、教育研究水準の向上を図るための方策を容易に検討できるように改善した。

【基準3（第3章）教育研究組織】

近年、災害や事故・事件の多発、感染症の流行、治安の悪化等、社会、地域の安全・安心を脅かす懸念が増大しており、不安を抱えている人が多い。このような社会の動向を踏まえ、新たに「政経学部 社会安全学科」を2025（令和7）年4月1日付けで設置した。

（文部科学省より2024（令和6）年6月26日に設置承認に関する公表がなされている。）

これにより、本学の教育組織は、5学部・15学科、6研究科・10専攻、1別科となり、より幅広い分野において「拓殖人材」を育成することとなった。

【基準4（第4章）教育課程・学習成果】

「教育ルネサンス2030」を踏まえ教学改革の一環として実施する教育課程の編成にあたっては、学修者本位の質の高い教育の実現を目指すものとし、学長より「教育課程編成にあたっての基本方針及び留意点」が2022（令和4）年9月20日に示された。この方針に基づき、各学部教務委員会及び教授会において検討されたカリキュラム改定（案）について、大学教学会議の議を経て、2025（令和7）年度における各学部カリキュラムから新カリキュラムを適用することを決定し、運用を開始した。

【基準8（第8章）教育研究等環境】

教員の研究活動支援体制の強化を図るため、2024（令和6）年4月1日より研究支援業務を学務部研究支援課に一元化した。また、教員の研究活動を一層推進するため、「学内研究費制度改革に関する検討会」を設置し、研究費（学内個人研究費、研究所研究費）の効率的な活用方策等の検討を行い、その検討結果を踏まえ、学長より2024（令和6）年12月9日に「拓殖大学個人研究費（新制度）についての方向性」が示された。この方向性に基づき、新たに「拓殖大学個人研究費取扱規程」「拓殖大学工学部個人研究費取扱規程」を制定するとともに、関連する諸規程等の改正を2025（令和7）年1月27日開催の常務理事会で協議・決定し、同年4月1日付けで施行した。

【第3期認証評価結果における改善課題への対応】

認証評価結果において二つの改善課題が示されており、内部質保証委員会の指示・管理のもと、大学教学会議、大学院委員会、FD委員会等の全学的な諸会議及び教授会、研究科委員会等の当該部署における諸会議において審議し、改善を図っている。具体的には、

〔基準4（第4章）〕教育課程・学習成果における「再試験制度の在り方の検証・適切な

運用」については、「申込み・受験できる単位数の全学部統一」「再受験時における成績評価表記の明確化」を実施した。また、〔基準5（第5章）〕学生の受け入れにおける「地方政治行政研究科の修士課程、商学研究科・工学研究科の博士後期課程における収容定員に対する在籍学生数比率が基準以下」については、全学的な取組として「大学院入学者選抜方法の改革」、「拓殖大学大学院ホームページのリニューアル」及び「大学院進学相談会への参加」等による募集活動の充実を図り、当該研究科の2025（令和7）5月1日時点の在籍学生数比率は基準を満たす状況となっている。

なお、上記の取り組みの詳細やその他の特記すべき事項については、本章において述べることとする。

＜本自己点検・評価報告書の取りまとめにあたって＞

評価方法は、「拓殖大学内部質保証の方針及び手続」に基づき、学部・研究科等における自己点検・評価の結果等を踏まえ、内部質保証委員会が全学的な自己点検・評価を実施し、その結果を取りまとめたものである。

評価対象期間は、2025（令和7）年度が第3期認証評価による認定期間の中間点にあたることから、第3期認証評価受審後の2022（令和4）年4月1日から2025（令和7）年3月31日までを中心とし、評価の範囲・基準・項目は、大学基準協会が定める10の大学基準に基づくものとした。

第1章 理念・目的

1. 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1： 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2： 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学は、1900（明治33）年6月、台湾協会を母体とする台湾協会学校として設立された。初代校長は、現職の内閣総理大臣であった桂太郎である。台湾協会学校学則第一条に「台湾及南清地方ニ於テ公私ノ業務ニ從事スルニ必要ナル學術ヲ授クル」とあるように、設置目的は、主に台湾の開発に從事する青年の養成にあり、学科課程は、台湾語をはじめとする外国語、法律・経済、商業と植民関係の科目から構成されていた。学生に対しては、入学に際して卒業後は海外（外地）で働くことの誓約を求めており、海外で通用する国際人の育成を掲げ、かつ、海外雄飛を義務付けるまでに徹底した学校は他に類がなかった。

1907（明治40）年に、海外における日本人の活動範囲が朝鮮半島、中国大陆、南洋に拡大していくことに伴い、台湾での経験をアジア全域に及ぼすべく、名称を東洋協会専門学校と改称した。その後、1915（大正4）年には東洋協会植民専門学校に、1918（大正7）年には拓殖大学に改称し、1922（大正11）年に大学令による大学として東洋協会から独立した。当初は商学一学部の単科大学であったが、一貫して海外で活躍する人材の養成にあたり、アジア諸言語教育とアジア地域研究に特色を發揮していた。

1949（昭和24）年の新制大学設置時には、商学部に加え、政治・経済・法律に特化した政経学部が、さらに、1977（昭和52）年には、外国語学部が設置されている。

また、第十代総長（1955（昭和30）年～1964（昭和39）年）の矢部貞治が、本学創立時の設置目的、初代校長桂太郎の訓辞、校歌の精神等を踏まえて、建学の理念を「積極進取の気概とあらゆる民族から敬慕されるに値する教養と品格をえた有為の人材を育成する」と表現している。この矢部総長時代に、アジアの開発発展に不可欠な青年技術者の養成を目指して、アジアの外国人留学生と日本人学生がともに学ぶ国際協力工科大学を八王子キャンパス（現「八王子国際キャンパス」）に設置する構想が進められていた。それから、長い年月を経て1987（昭和62）年に同キャンパスに工学部が設置された。

そして2000（平成12）年に、創立百周年記念事業の一つとして、「原点への回帰」と「建学理念の再生・再構築」を具体化するものとして、アジア太平洋地域の多様な歴史・文化・政治・経済の発展に対して深い理解をもつ人材を育成することが、本学の重要な社会的使命であるという認識のもと、国際開発学部（現・国際学部）が設置された。

以上のように組織としての変遷をたどっているが、建学の理念「積極進取の気概とあら

ゆる民族から敬慕されるに値する教養と品格を具えた有為の人材の育成」は、長い歴史を経ても一貫性を保ち続けている。また、拓殖大学学則（以下「本学学則」という。）第2条に定められているとおり、「日本及び世界の平和と文化の進展に寄与していくこと」を使命とし、そのために必要となる学部・研究科を設置している。学部・研究科において人材の養成を行う上では、人材養成の目的・教育研究上の目的を明確にし、かつ、社会に公表することが重要であるとの認識のもと、学部・研究科の人材養成目的等を次のとおり定めている。

学部においては、「拓殖大学 学部・学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」を定めている。各学部における目的は次のとおりである。（学科における目的の記載は省略する。）

- 商学部：会計・経営・情報・流通・国際ビジネス等の商学の諸分野における実学を身につけ、グローバル化の進むビジネス社会で活躍できる人材を育成する。
- 政経学部：法律・政治・経済の3分野における基礎及び専門知識を身につけ、国際的視野に立ち公共と民間の多様な領域で社会に貢献できる人材を育成する。
- 外国語学部：言語の仕組みや働きについての専門的知識を持ち、単に読み・書き・話し・聞くことができるだけでなく、言語に関わる幅広い分野において、知的コミュニケーションができる当該言語運用能力を修得させ、優れた語学の力と国際感覚を持ち、自国の言語、文化、社会をしっかり理解した上で、他国の文化を尊重し、相互理解に導く力を持った人を育てる。
- 工学部：工学に関する基礎から応用に至る「ものづくり」を重視した知識と技術能力を修得し、日本と国際社会の発展に貢献できる人材を育成する。
- 国際学部：諸外国の言語、文化、民族、政治経済システムを理解し、国際協力、国際経済、国際政治、国際文化、国際観光、農業総合、国際スポーツの7つの分野におけるグローバル化した社会の諸課題に取り組み、その解決に貢献できる人材を育成する。

研究科においては、「拓殖大学 研究科・専攻ごとの人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的」を定めている。各研究科における目的は次のとおりである。（工学研究科、言語教育研究科及び国際協力学研究科の各専攻における目的の記載は省略する。）

- 経済学研究科：〔博士前期課程〕国際経済の分野において根幹となる知識を身につけ、並びにグローバル化社会に必要な専門的知識と実践的即応力を備えた専門的職業人を養成する。〔博士後期課程〕国際経済の分野において専門的な知識を修得し、自立して研究活動を行う研究者を養成する。
- 商学研究科：〔博士前期課程〕商学の分野において、国内外のビジネス活動に必要な専門知識と実践的即応力を備えた専門的職業人を養成する。〔博士後期課程〕商学の分野において、自立して研究活動を行う研究者を養成する。
- 工学研究科：工学の分野において社会および産業の動向に対応しうる柔軟性と新しい領域を開拓する創造性を持ち、国際性豊かな専門技術者、研究者を養成する。
- 言語教育研究科：卓越した言語運用能力を持ち、かつ言語教育に関する高度の専門知識と指導技術・能力を身につけた職業人並びに研究者を養成する。

- 国際協力学研究科：国際開発と安全保障を連携・相補する分野において自立した研究活動を行う研究者、ならびに高度の専門的知識・能力を身につけた専門的職業人をさまざまな分野へおくりだす。
- 地方政治行政研究科：〔修士課程〕地方の政治や行政に関する高度な専門知識を持ち、総合的な政策立案・遂行能力を備えた人材、さまざまな立場で地域のリーダー的役割を果たす専門職業人を養成する。

以上のとおり、各学部及び研究科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（以下「学部及び研究科の目的」という。）については、国際的視野を持ち、積極的にチャレンジしていくタフな人間力を身につけたグローバル人材（＝拓殖人材）の育成を基軸に置いており、本学の理念・目的と密接に連関するとともに、学部・学科及び研究科・専攻ごとに設定している教育研究上の目的は、高等教育機関としてふさわしいものであり、かつ個性や特徴を明確に示している。

点検・評価項目② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1： 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2： 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学の理念・目的については、本学学則第1条及び第2条において明確に定めた上で、第1条第2項において、学部ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明示している。大学院においては、「拓殖大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第1条において目的を定めた上で、同条第2項において、研究科、専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明示している。なお、本学学則、大学院学則については、拓殖大学のホームページにおいて「情報公開」として掲載し、学内外と問わず社会全体に公表している。

また、対象者別の取り組みとして、教職員に対しては、グループウェア（desknet's）に拓殖大学の規程集を掲載し、いつでも「本学学則」「大学院学則」が閲覧・確認できる環境を整えているほか、人材養成目的等を掲載した冊子体の「教員必携」を配布するとともに、ホームページでも掲載し周知している。加えて、新任教員研修や教職協働ワークショップ等の機会を活用し、学長等から説明を行い、理解を深めている。学生に対しては、「履修要項」「学生生活の手引き」に関連情報を掲載し周知するとともに、入学式、卒業式、オリエンテーション等の大学行事において学長や学部長の挨拶の中で理念・目的に関連する事柄を述べ、理解を促している。入学希望者、保護者及び学校関係者に対しては、

「大学案内」「入学案内」「大学院案内」等に関連情報を掲載し周知するとともに、学校説明会やオープンキャンパスの機会を捉え周知に努めている。就職先となる企業・団体等に対しては、建学の理念、人材養成の目的及び本学の学生データ等をまとめた「求人のためのご案内」（パンフレット）を配布するとともに、同電子データをホームページに掲載し、いつでも、どこからでも閲覧できる環境を整え、広く周知している。

さらに、ホームページについては、リニューアルを適宜実施するとともに、「大学案内」「入学案内」等においては、対象者が求めている情報をより的確に、かつ、分かりやすい表現とするように心掛ける等、公表方法の工夫にも努めている。

点検・評価項目③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1： 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

学校法人拓殖大学（以下「本法人」という。）においては、2020（令和2）年を見据えて本法人の財政基盤の確立と教学改革「教育ルネサンス2020」（2015～2020年の戦略）を推進してきた。その後、2020（令和2）年4月1日に私立学校法が改正され、「大学を設置する学校法人は「認証評価」の結果を踏まえた法人事業に関する中期的（5年以上）な計画等（教学・人事・施設及び財務等）を作成すること」が定められている。

本法人では、この改正を受け、常務理事会メンバーを中心に中期的教學並びに經營についての戦略策定会議「拓殖大学2030教学経営会議」を設置した。また、「教育ルネサンス2020」の戦略のもとで本質的な大学改革への取り組みを実施してきた実績等を踏まえ、2021（令和3）年3月には、次の2030年に向け「教育ルネサンス2030」を新たに策定した。

この「教育ルネサンス2030」における拓殖大学に関する事項としては、「伝統ある国際大学として、グローバルな視点で社会情勢を捉え、そこに生じる諸問題の解決に向けて積極的・果敢に取り組む有為な人材“拓殖人材”の育成」をビジョンとし、それを実現するため、教育・学生支援分野（10の基本戦略）、教職員・人事分野（5つの基本戦略）、施設・設備分野（4つの基本戦略）、経営・財務・その他分野（6つの基本戦略）を設定し、さらに基本戦略を実現するための計画（個別計画）を明確にし、積極的な取り組みを実施している。

さらに、第3期認証評価の結果を踏まえ、2022（令和4）年度第1回内部質保証委員会において、改善課題はもとより、検討等が求められるとされた事項に対しても、検討の方向性や対応期限等を策定した上で検討部署に指示をしている。また、同委員会において検討部署における検討進捗状況を毎年度確認し、P D C Aサイクルを確立している。

2. 長所・特色

本学では、伝統ある国際大学として、建学の理念・目的、学部等における人材育成その他の教育研究上の目的を適切かつ明確に設定し、それを多様な手段を用いて、教職員・学生等に周知するとともに、広く社会に公表している。また、本法人が策定した「教育ルネサンス 2030」を踏まえ、本学の目的を達成するため、その実現に向けて積極的な取り組みを実施している。

3. 問題点

特になし

4. 全体のまとめ

本学は、建学の理念・目的に基づき、学部及び研究科の目的を適切かつ明確に設定し、本学学則、大学院学則に規定するとともに、本学ホームページ、大学案内・入学案内等の刊行物、各種行事を通じて教職員、学生、入学希望者・保護者、学校関係者、就職先となる企業・団体等及び社会全般に対して、周知・公表をしている。

また、本法人が 2021（令和 3）年 3 月に策定した「教育ルネサンス 2030」を踏まえ、本学の目的を達成するため、その実現に向けて積極的な取り組みを実施するとともに、本法人に設置された拓殖大学 2030 教学経営会議を中心に、その進捗管理を実施している。

さらに、第 3 期認証評価結果における改善課題や意見に対しては、内部質保証委員会を中心に改善計画を策定し、進捗管理を行いつつ、改善に向けての取り組みを着実に実施している。

このように本学は、我が国の未来をけん引する大学の一員に相応しい建学の理念・目的を設定し、その実現に向けた教育研究活動を実施して、社会の要請に応え得る人材を育成しており、21 世紀の高等教育機関に相応しい大学であると自負している。

したがって、自己点検の結果として「第 1 章 理念・目的」においては「概ね良好」と判断した。

第2章 内部質保証

1. 現状説明

点検・評価項目① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1： 内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

本学では、学校教育法第109条の趣旨を踏まえ、本学学則第3条に「教育研究水準の向上に資するため、大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と定め、これを実施している。また、学校教育法第109条第2項に基づき、認証評価機関による「認証評価」を政令で定める期間ごとに受審している。

これらを実施・受審し、その結果を改革改善に結びつけ教育研究等の質の保証及び向上に資するため、本学においては内部質保証に関する大学の基本的な考え方として、「拓殖大学内部質保証の方針及び手続」（以下「質保証方針等」という。）を2014（平成26）年1月に策定している（最終改定：令和6年3月）。この「質保証方針等」において、全学的な方針、組織体制及び権限と役割、内部質保証の手続き、「教育ルネサンス2030」の推進・検証方法を明確にして、それを実施している。なお、主な記載は次のとおりである。

拓殖大学内部質保証の方針及び手続 <抜粋>

1. 方針

本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向け、教育研究、社会貢献をはじめとする大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を踏まえて、改革改善に結びつけることで、恒常に本学の教育研究等の質の保証及び向上を推進するとともに、適切な水準にあることを社会に公表する。

2. 組織体制及び権限と役割

内部質保証の推進にあたっては、全学内部質保証推進組織（内部質保証委員会、大学教学会議及び大学院委員会）を中心に、次に掲げる組織と役割を分担するとともに相互連携を図りつつ、内部質保証のP D C Aサイクル機能を確立する。

3. 手続き

本学の内部質保証は以下の手順を軸として推進し、活動内容等については継続的に検証・改善を行う。

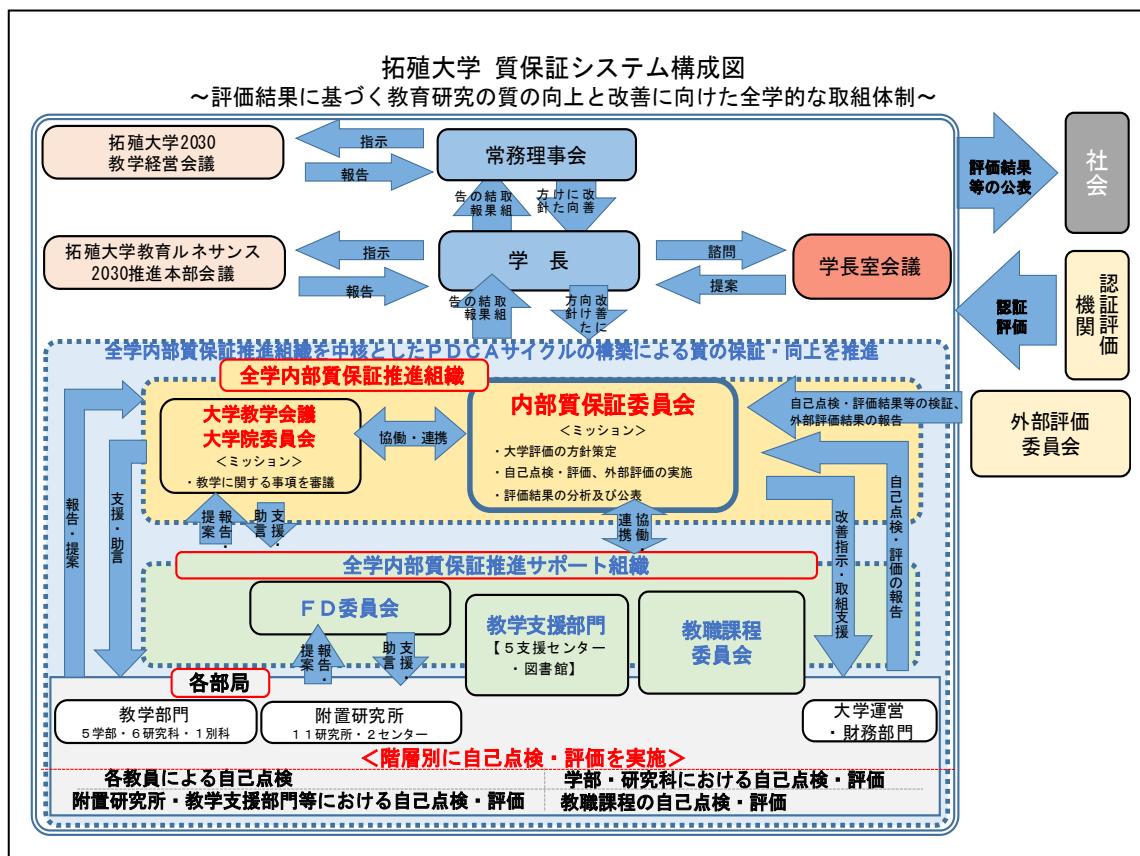
- (1) 部局における自己点検・評価
- (2) 全学的な自己点検・評価
- (3) 外部評価
- (4) 認証評価の受審

4. 学校法人拓殖大学中長期計画の推進・検証

学校法人拓殖大学において、中長期計画『教育ルネサンス 2030』を令和3年3月に策定し、法人及び各設置校が連携して計画を推進している。

また、中長期計画の検証にあたっては、拓殖大学 2030 教学経営会議において実施する。同会議の下に設置された拓殖大学教育ルネサンス 2030 推進本部会議と内部質保証委員会が連携協力し、その計画の進捗状況の把握に努める。

なお、本学における質保証システムの構成を簡単な図表にすると次のとおりである。詳細な説明については、以降の点検・評価項目において記載する。



点検・評価項目② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1： 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2： 全学内部質保証推進組織のメンバー構成

大学全体の内部質保証体制は、拓殖大学自己点検・評価委員会を中心構築してきたが、2018（平成30）年12月1日に、大学自らが大学の質の向上を実践することの重要性を鑑みて、「拓殖大学内部質保証委員会規程」を制定し、これに基づき、内部質保証委員会を

設置、体制の強化を図った。また、教学に関する事項においては、全学組織である大学教学会議及び大学院委員会の責任において推進するものとし、内部質保証委員会と三位一体（協働・連携体制）で、全学内部質保証推進組織としての機能を構築している。さらに、全学内部質保証推進サポート組織として、FD委員会、教学支援部門（5支援センター・図書館）及び教職課程委員会を設置し、それぞれの組織の権限と役割のもと活動を行っている。加えて、教学部門（5学部・6研究科・1別科）等においては、それぞれの自己点検・評価委員会等を設置し、自己点検・評価活動の取組を実施し、教育研究等の質の向上に努めている。

全学内部質保証推進組織のメンバー構成については、学長のリーダーシップの重要性を認識し、内部質保証委員会においては、委員長を学長とし、構成員に、学長のほか、全学的な視点で議論に参画できる常務理事（教学担当）、副学長、学部長、研究科長、事務局長等を充てている。また、大学教学会議では、学長が委員長を務め、常務理事（教学担当）、副学長、学部長、学生支援センター長、別科長、事務局長等を、大学院委員会では、大学院長（学長が兼務）が委員長を務め、常務理事（教学担当）、副学長、研究科長、学部長、各研究科委員会から選任された教授、事務局長等をその構成員に充てている。

点検・評価項目③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

- | | |
|-----------|--|
| 評価の視点 1 : | 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定 |
| 評価の視点 2 : | 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施 |
| 評価の視点 3 : | 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のP D C Aサイクルを機能させる取り組み |
| 評価の視点 4 : | 学部、研究科その他の組織における自己点検・評価はどのように行われているか。 |
| 評価の視点 5 : | 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施 |
| 評価の視点 6 : | 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施 |
| 評価の視点 7 : | 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応 |
| 評価の視点 8 : | 点検・評価における客観性、妥当性の確保 |

＜全学としての基本的な考え方の設定等＞

本学では、2011（平成23）年に、大学全体の教育目標及び学部・研究科の目的に基づき、「拓殖大学において学士課程教育及び修士・博士課程に関する三つの基本方針」を策定し、これに基づき教育活動を実施してきた。その後、中央教育審議会や大学基準協会の動向を踏まえ、2019（平成31）年2月には、全学的な基本方針について内部質保証委員会を中心

に再検討した結果として、「拓殖大学『三つのポリシー』の策定方針」を決定した。この方針において、本学の教育目標に基づく教育・研究指導や人材育成における現場主義、専門的実践能力の育成を実現するため、到達目標を具体的かつ明確に定めることとし、また、三つのポリシーの記載項目及び様式を統一化し、学科又は課程ごとに策定することを定めた。

各学部・研究科における三つのポリシーは、全学的な基本方針「拓殖大学『三つのポリシー』の策定方針」に基づき、学部及び研究科の目的、学科又は課程ごとに人材養成に関する目的を明確にしたうえで策定している。また、各学部・研究科におけるポリシーの策定にあたっては、各学部の教務委員会又は研究科委員会において策定したものを大学教学会議又は大学院委員会において、全学的な基本方針との整合性を確認する等、全学的な基本方針との整合性の確保に努めている。

これらの教育目標・目的、ポリシーに基づく活動（内部質保証活動を含む）の実施状況については、「質保証方針等」に基づき、各学部・研究科において実施し、その結果に基づき全学内部質保証推進組織において、定期的に検証し、改善の取組状況に対して支援や助言を実施しており、全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織（以下「学部等」という。）における教育研究等に関するP D C Aサイクルを構築している。

＜学部等における自己点検・評価＞

本学における内部質保証に関する取組は、「質保証方針等」に基づき、体系的に実施しており、学部等における自己点検・評価については、「所属長の責任の下、教育研究組織、教育課程・学習成果等の適切性について定期的に自己点検・評価を実施し、その結果を内部質保証委員会に報告する。また、自己点検・評価の結果や内部質保証委員会からの改革改善の指示を踏まえ改善・向上に向けた取り組みを実施する。」を基本として、内部質保証委員会において定めた評価の範囲・基準・項目（大学基準協会が定める10の大学基準）に基づく自己点検・評価シートを用いて、毎年度実施している。また、この自己点検・評価シートに基づき抽出された問題点については、当該学部等において、今後の改善方策を検討し、実施することとしている。

なお、後述の「行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応」とも一部重複するが、2022（令和4）年度第1回内部質保証委員会において、第3期認証評価の結果を踏まえた検討事項を整理し、関連部署に指示するとともに、検討の進捗状況を毎年度確認し、P D C Aサイクルを確立している。

例えば、再試験制度の在り方の検証・適切な運用に関する課題については、学部及び全学的に検討した結果、「申込み・受験できる単位数の統一」「再試験時の成績評価の表記の変更」について、2024（令和6）年12月の教授会において決定し、全学部の2025（令和7）年度履修要項に記載した。また、履修登録単位数制限から除外する科目の見直しを実施し、2024（令和6）年10月の教授会において、2025（令和7）年度入学者から「ゼミナール」と連動している「ゼミナール論文」「卒業論文」「卒業研究」は、履修登録科目とし、履修登録単位制限に含めることを決定し、運用を開始している。

＜行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応＞

行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合には、内部質保証委員会において指摘内容を検証し、当該学部・研究科、大学教学会議及び大学院委員会等と協働・連携して改善計画を策定し、それを推進している。なお、近年に行われた指摘事項及びそれに対する改善状況については、次のとおりである。

(1) 行政機関からの指摘事項に対する対応

文部科学省による設置計画履行状況調査等における指摘事項については、2024（令和6）年3月26日付けの「工学部情報工学科等令和5年度設置計画履行状況調査（結果）」において、外国語学部スペイン語学科の収容定員について「収容定員未充足の改善に努めること」との指摘事項（改善）が示されている。また、2024（令和6）年6月25日付けの「政経学部社会安全学科収容定員変更認可及び学科設置届出受理」において、外国語学部中国語学科及びスペイン語学科の収容定員について「収容定員未充足の是正に努めること」との附帯事項（遵守事項）が示されている。

これらに対する改善方策については、諸会議での審議を経た上で、2025（令和7）年2月20日開催の理事会において「2026（令和8）年度から外国語学部中国語学科及びスペイン語学科のそれぞれの入学定員を50名（収容定員200名）から40名（同160名）に改定する」ことを決定し、2025（令和7年）4月30日付けで、文部科学大臣に「拓殖大学収容定員関係学則変更届出書」を提出した。

(2) 認証評価機関からの指摘事項に対する対応

第3期認証評価結果において二つの改善課題が示されており、内部質保証委員会の指示・管理のもと、大学教学会議、大学院委員会、FD委員会等の全学的な諸会議及び教授会、研究科委員会等の当該部署における諸会議において審議し改善を図っている。具体的には、
〔基準4〕教育課程・学習成果における「再試験制度の在り方の検証・適切な運用」については、「申込み・受験できる単位数の全学部統一」「再受験時における成績評価表記の明確化」を実施した。〔基準5〕学生の受け入れにおける「地方政治行政研究科の修士課程、商学研究科・工学研究科の博士後期課程における収容定員に対する在籍学生数比率が基準以下」については、全学的な取組として、「大学院入学者選抜方法の改革」、「拓殖大学大学院ホームページのリニューアル」及び「大学院進学相談会への参加」等による募集活動の充実等を実施した。また、個々の研究科の取組としては、地方政治行政研究科においては、教育課程を改定した。商学研究科においては、2020（令和2）年度に博士後期課程の入学定員を5名（収容定員15名）から3名（同9名）に改定し、工学研究科（機械・電子システム工学専攻、情報・デザイン工学専攻）の博士後期課程においては、それぞれの専攻の入学定員を6名（収容定員18名）から2名（同6名）に改定している。その結果、2025（令和7）年5月1日現在の収容定員充足率は、大学基準協会が定める大学基準（修士課程0.50未満、博士課程0.33未満を改善課題とする）を満たしている。

＜点検・評価における客観性、妥当性の確保＞

本学では、全学的な自己点検・評価の結果について、客観性、妥当性を確保するための

仕組みとして、2018（平成30）年12月1日に「拓殖大学外部評価委員会規程」を制定し、これに基づき、外部評価委員会を設置している。同委員会は、必要に応じて開催することとしており、節目となる時期における全学的な自己点検・評価に対して外部評価を実施し、第三者からの意見を得ることにより、客観性、妥当性の確保に務めている。また、法令に基づく取組ではあるが、認証評価を7年に1度受審するとともに、自己点検評価報告書、外部評価報告書、認証評価結果及び関連規程・各種方針等をホームページで公表することにより、客観性、妥当性の確保に繋がる取組を実施している。

点検・評価項目④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1： 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2： 公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3： 公表する情報の適切な更新

＜公開の方針等＞

本学における情報公開の基本方針については、2014（平成26）年7月28日に制定した「学校法人拓殖大学情報公開規程」を基軸とし、情報を積極的に公開することによって、法人（大学等を含む）の公共性や社会的責任を明確にすることとしている。

また、「学校法人拓殖大学事務組織規程」に定める事務組織の部長職位者を各組織の情報公開責任者として任命し、情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止、及び情報管理・公開において法令・諸規程等を遵守する義務を負わせることにより、公表する情報の正確性、信頼性を確保するとともに、適切な更新を行っている。このほか、全学的な責任体制として、情報公開全体の統括事務を総務部、ホームページ等については広報部広報室が担う体制を構築し、大学として情報公表を推進する中で遺漏がないように務めている。

さらに、「教育ルネサンス2030」において、基本戦略「広報機能の強化」を掲げ、「本学のあらゆる情報を集め、現況をリアルタイムに発信するとともに本学の特色をWeb等各種媒体を活用して、効率の良い広報活動を展開する。」とし、様々な取組を実施している。

＜公開方法・公開情報の内容＞

本学では、各種情報をホームページ等を通じて公開することを原則としており、公開している主な情報は、①法人及び学校の基本情報、②財務に関する情報、③学則・諸規程等に関する情報、④教育研究活動の概要に関する情報、⑤学生生活・課外活動に関する情報、⑥社会貢献・連携活動に関する情報、⑦進路・進路支援に関する情報、⑧校地・校舎等の施設・設備に関する情報、⑨大学評価に関する情報、⑩その他法令により公表を定められた情報（例えば、教育職員免許法施行規則第22条の6に規定される「教員養成の状況」）

などである。これに関連した情報として「教育ルネサンス 2030」における改革改善の取組についても積極的に公開している。

これら公開している情報のうち、「学校教育法施行規則」及び「教育職員免許法施行規則」に基づく情報については、原則 5 月 1 日現在の状況を中心に毎年定期的に、また、「教育ルネサンス 2030」における改革改善の取組については、その都度更新しており、公表する情報の適切な更新を行うことにより、社会に対する説明責任を果たしている。

点検・評価項目⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1： 全学的な P D C A サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点 2： 点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点 3： 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学における内部質保証システムについては、「質保証方針等」に基づき構築されており、同方針の適切性についても点検・評価を行い、必要に応じて改定を行っている。特に、第 3 期認証評価結果における「内部質保証システム自体の取り組みは開始されたばかりであり、「内部質保証委員会」を中心とした仕組みが現状では十分に機能しているとはいえないため、内部質保証システム自体の点検・評価を定期的に行い、一層の改善・向上につなげることが望まれる。」との意見を踏まえ、内部質保証委員会を中心に「質保証方針等」についての検討を実施し、2022（令和 4）年 12 月に同方針の抜本的な改定を実施している。また、この改定から約 3 年が経過することに鑑み、今後実施される外部評価において、内部質保証システムの適切性、有効性に関するレビューを受ける予定である。

また、内部質保証システムにおける自己点検・評価においては、階層別の自己点検・評価を導入し、第一段階としての各教員による自己点検、第二段階としての各部署及び専門分野（教職課程）における自己点検・評価、そして、第三段階としての全学的な自己点検・評価となっている。さらに、全学的な自己点検・評価をレビューするための外部評価が実施されている。それぞれの自己点検・評価においては、大学基準協会の評価基準等に基づき実施することを基本とし、点検・評価に用いられる根拠（資料、情報）においても、大学評価と同様の根拠（大学基礎データ等）の分析結果を用いており、適切な根拠を使用していると言える。

さらに、自己点検・評価結果に基づき改善・向上を図るとともに、点検・評価項目③に記載したとおり、行政機関や認証評価機関からの指摘事項に対しても適切に対応している。なお、自己点検・評価結果に基づく改善・向上に関する取組については、第 3 章（教育研究組織）以降のそれぞれ章の中において記載する。

2. 長所・特色

内部質保証システムについて、「質保証方針等」を策定し、全学的な方針等を明確にし、学長を委員長とする内部質保証委員会を中心とし、教学を担当する全学組織の大学教学会議及び大学院委員会との三位一体（協働・連携体制）での全学内部質保証推進組織を構築し、全学的な P D C A サイクルを適切・有効に運用している。また、「教育ルネサンス 2030」の具現化にあたっては、法人・設置校（大学等）が「学園協同体」として全力で取り組んでいる。

3. 問題点

「質保証方針等」において、全学的な自己点検・評価結果報告書等の内容に基づき本学の諸活動の妥当性・客観性を検証するため外部評価を実施しているが、更なる教育研究等の質の保証及び向上に資するため、外部評価委員会の活用方法の検討が望まれる。

4. 全体のまとめ

全学的な内部質保証システムによる P D C A サイクルを構築・運用し、恒常的・継続的に教育研究等の質の保証及び向上に努めている。また、行政機関や認証評価機関等からの指摘事項に対しても適切に対応している。

さらに、階層別の自己点検・評価を実施し結果を活用するとともに、教育研究活動状況、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表・更新を行い、社会への説明責任を果たしている。

これらの内部質保証システムに関する事項については、常に見直しに向けた検討を実施し、改善を図ることが重要であることから、内部質保証委員会を中心に、内部質保証システムについても点検・評価を実施している。

したがって、自己点検の結果として「第2章 内部質保証」においては「概ね良好」と判断した。

第3章 教育研究組織

1. 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点 1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点 2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点 3：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

評価の視点 4：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

＜教育研究組織の構成＞

本学の教育研究組織は、「学校法人拓殖大学寄附行為」及び「本学学則」「大学院学則」に基づき、「拓殖大学教育研究組織及び目的等」（次頁参照）のとおり、5学部・15学科、6研究科・10専攻、1別科、附置研究所（11研究所・2センター）、事務組織と一体化した5つの教学支援センター及び図書館を設置している。これらの教育研究組織は、大学の理念・目的である「拓殖人材」の育成を目指す組織であり、また、それを支援する組織であり、大学にとって必要不可欠な組織である。

＜教職課程設置に伴う全学的な実施組織＞

上記の教育研究組織とは別に、教育職員免許法施行規則等の改正に伴い、複数の教職課程を設置する大学に対し、全学的な体制の整備が求められることから、2022（令和4）年1月24日付で、「拓殖大学教職課程委員会等規程」を制定（拓殖大学教職課程運営委員会規程の名称変更及び一部改正）し、教職課程に関する基本的事項の検討及び自己点検・評価の実施等を行うための全学的な実施組織である教職課程委員会を設置し、その下に、教職課程の運営を担う教職課程運営委員会を設置している。また、「教職課程自己点検・評価」を2023（令和5）年度に実施し、一般社団法人全国私立大学教職課程協会より完了証が交付されている（2024（令和6）年4月25日付）。これらの活動は法令等を遵守するものであり、自己点検・評価の結果は、改革改善に活用するとともにホームページに掲載し公表しており、実施組織及びその活動は適切に行われている。

＜学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮＞

本学では、学問の動向や社会的要請等を踏まえ、教育研究組織について不断の見直しを実施しており、近年における教育研究組織の新設・廃止等は次のとおりである。

（1）政経学部に社会安全学科を新設（2025（令和7）年4月1日開設）

近年、災害や事故・事件の多発、感染症の流行、治安の悪化等、社会、地域の安全・安心を脅かす懸念が増大しており、不安を抱えている人が多い。このような社会の動向

を踏まえ、新たに「政経学部 社会安全学科」を設置した。（入学定員 150 名、収容定員 600 名）

(2) 収容定員の適正化（外国語学部における入学定員・収容定員の改定）

本学外国語学部及び私立大学外国語学部の志願者動向や文部科学省からの指摘事項を踏まえるとともに、入学試験における入学者の学力水準を担保し、入学者全体の学力水準を維持・向上させ、教育の質の保証や大学教育の入口の質を保証することを目的として、2026（令和8）年度から外国語学部中国語学科及びスペイン語学科のそれぞれの入学定員を 50 名（収容定員 200 名）から 40 名（同 160 名）に改定することを決定し、2025（令和7）年4月 30 日付けで、文部科学大臣に「拓殖大学収容定員関係学則変更届出書」を提出した。

(3) 社会人学生の受入強化（商学研究科博士前期課程における 1 年制コースの導入）

高度職業人の育成の観点から、官公庁・企業等において活躍する者に対し高度な専門教育を提供しキャリアアップに資することを目的とし、商学研究科商学専攻に「博士前期課程 1 年制コース」を導入するため、大学院学則の改正（2025（令和7）年4月1日施行）を行うとともに、「2025（令和7）年度大学院商学研究科 官公庁・企業等からの派遣者受入れ（博士前期課程 1 年制コース入試）要項」を作成し募集を行い、その結果、入学者 1 名を得た。

(4) 国際開発研究所附属アジア情報センターの廃止（2024（令和6）年度末）

アジア情報センターは、1999（平成11）年4月1日に、アジア太平洋地域に関する統計情報を系統的に連続性、整合性がある形で収集整理し、これに基づく調査研究を行うことを目的とし、その目的を達成するため『東アジア長期経済統計』を刊行することを事業内容として設置された。それから四半世紀の歳月を経て、当初予定していた全 12 卷・別巻 3 卷の『東アジア長期経済統計』の最終巻が 2024（令和6）年8月 23 日に刊行され、当初の目的を果たしたことから、同センターを 2024（令和6）年度末をもって廃止した。

拓殖大学 教育研究組織及び目的等

1. 学部・学科

学部名	学科名	学部の目的
商	経営	会計・経営・情報・流通・国際ビジネス等の商学の諸分野における実学を身につけ、グローバル化の進むビジネス社会で活躍できる人材を育成する。
	国際ビジネス	
	会計	
政経	法律政治	法律・政治・経済の3分野における基礎及び専門知識を身につけ、国際的視野に立ち公共と民間の多様な領域で社会に貢献できる人材を育成する。
	経済	
	社会安全	
外国語	英米語	言語の仕組みや働きについての専門的知識を持ち、単に読み・書き・話し・聞くことができるだけでなく、言語に関わる幅広い分野において、知的コミュニケーションができる当該言語運用能力を修得させ、優れた語学の力と国際感覚を持
	中国語	
	スペイン語	

	国際日本語	ち、自国の言語、文化、社会をしつかり理解した上で、他国の文化を尊重し、相互理解に導く力を持った人を育てる。
工	機械システム工	工学に関する基礎から応用に至る「ものづくり」を重視した知識と技術能力を修得し、日本と国際社会の発展に貢献できる人材を育成する。
	電子システム工	
	情報工	
	デザイン	
国際	国際	諸外国の言語、文化、民族、政治経済システムを理解し、国際協力、国際経済、国際政治、国際文化、国際観光、農業総合、国際スポーツの7つの分野におけるグローバル化した社会の諸課題に取り組、その解決に貢献できる人材を育成する。

2. 研究科・専攻

研究科名	専攻名	研究科の目的
経済学	国際経済（博士前期課程）	国際経済の分野において根幹となる知識を身につけ、グローバル化社会に必要な専門的知識と実践的即応力を備えた専門的職業人を養成する。
	国際経済（博士後期課程）	国際経済の分野において専門的な知識を修得し、自立して研究活動を行う研究者を養成する。
商学	商学（博士前期課程）	商学の分野において、国内外のビジネス活動に必要な専門知識と実践的即応力を備えた専門的職業人を養成する。
	商学（博士後期課程）	商学の分野において、自立して研究活動を行う研究者を養成する。
工学	機械・電子システム工学 (博士前期・博士後期課程)	工学の分野において社会及び産業の動向に対応しうる柔軟性と新しい領域を開拓する創造性を持ち、国際性豊かな専門技術者、研究者を養成する。
	情報・デザイン工学 (博士前期・博士後期課程)	
言語教育	英語教育学（博士前期課程）	卓越した言語運用能力を持ち、かつ言語教育に関する高度の専門知識と指導技術・能力を身につけた職業人並びに研究者を養成する。
	日本語教育学（博士前期課程）	
	言語教育学（博士後期課程）	
国際協力学	国際開発 (博士前期・博士後期課程)	国際開発と安全保障を連携・相補する分野において自立して研究活動を行う研究者、並びに高度の専門的知識・能力を身につけた専門的職業人を様々な分野へ送りだす。
	安全保障 (博士前期・博士後期課程)	
地方政治行政	地方政治行政 (修士課程)	地方の政治や行政に関する高度な専門的知識を持ち、総合的な政策立案・遂行能力を備えた人材、様々な立場で地域の発展にリーダー的役割を果たす専門的職業人を養成する。

[備考]工学・言語教育・国際協力学における各専攻の目的省略

3. 別科

名称	目的 等
別科	日本の大学又は大学院等に進学を希望する外国人留学生等に、日本語、日本事情、日本文化等を教授する日本語教育機関として、本学の建学の理念を基にした国際的視野に立つ有為な人材を育成する。

4. 附置研究所

区分	研究所名	目的 等
1 国 際	海外事情研究所	建学の理念に則り、海外事情及び国際問題を調査研究し、もって学術の進歩と日本の国益、地域の共栄並びに世界の平和と発展に寄与する。
2 協 力 研 究 機 構	国際日本文化研究所	建学の理念に則り、広く国際的視野の下に日本の文化及びこれに関連する分野を調査研究し、もって学術の進展及び我が国の発展と世界の平和に寄与する。
3 イ ス ラ ム 研 究 機 構	イスラーム研究所	イスラームに関する政治・経済・文化・社会などを総合的に研究・調査し、これらの根底にあるシャリーア（イスラーム法）研究に重点を置くことにより、広く社会にその成果を発表・提言等、還元する。
4	経営経理研究所	経営・経理及び貿易について、その学術の蘊奥を極める。
5	政治経済研究所	政治・法律及び経済について、その学術の蘊奥を極める。
6	言語文化研究所	言語文化について、その学術の蘊奥を極める。
7	理工学総合研究所	理工学について、その学術の蘊奥を極める。
8	人文科学研究所	人文科学について、その学術の蘊奥を極める。
9	国際開発研究所	国際的視野の下に、開発協力とアジア太平洋地域の多様な歴史、文化、言語、政治、社会、経済及びこれに関連する諸分野を調査研究し、もって学術の進展と地域の発展に寄与する。
10	日本語教育研究所	日本語教育に関する調査研究を行い、またその成果を広く国内外に発信することにより、国際相互理解の発展に寄与する。
11	地方政治行政研究所	地方政治行政に関する研究を行い、その成果を広く社会に還元し、我が国の地方政治行政の発展に寄与する。
12	产学連携研究センター	理工学分野に係る企業等学外機関と連携して地域及び産業の活性化に貢献する。
13	地域連携センター	本学の建学の理念に則り、本学の教育・研究成果の知を基盤とし、国内外の地域社会との交流及び活性化に貢献すると共に、学外諸機関とも連携して、学生の実践的学修に資する。

5. 事務組織と一体化した5つの教学支援センター及び図書館

区分	センター名	目的等
1	学生支援センター	本学の学生教育の一環として、学生生活に関する諸問題に総合的に対応することにより、学生の人間形成及び進路選択を指導・援助する。
2	入学支援センター	本学の教育理念に基づき、優れた人格と能力を有する有為な学生を積極的に募集、入学させるための支援及びその総合的な戦略立案を行う。
3	総合情報センター	情報ネットワークシステムによる教育、研究及び事務処理の円滑な運用を図る。
4	就職キャリアセンター	本学の学生の就職活動及びキャリア形成に関する指導・支援について、総合的な計画を立案し推進する。
5	国際交流留学生センター	本学の教育理念に基づき、国際交流事業並びに外国人留学生の教育及び支援に関する総合的な戦略を立案し推進する。
6	図書館	図書及びその他の資料を収集管理し、本学の学術研究及び教育の充実と発展に資する。

点検・評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

第2章（内部質保証）において述べたとおり、本学における内部質保証システムについては、「質保証方針等」に基づき構築されており、教育研究組織における自己点検・評価においても、この方針に基づき実施している。実施方法・実施時期については、内部質保証委員会において定めた自己点検・評価シートを用いて毎年度実施している。また、大学基準協会の評価基準等に基づき実施することを基本とし、点検・評価に用いられる根拠（資料、情報）においても、大学評価同様の根拠（大学基礎データ等）の分析結果を用いており、適切な根拠を使用しているといえる。

さらに、自己点検・評価結果に基づき改善・向上を図るとともに、行政機関や認証評価機関からの指摘事項に対しても適切に対応している。

なお、自己点検・評価結果等に基づき改善・向上につなげている具体例としては、点検・評価項目①に記載した4つの取り組みのほか、次の取組も挙げることができる。なお、本章においては、教育研究組織の新設・廃止等に関する取組を中心に記載し、教育研究組織が実施する活動に関する事項については、関連する章において記載する。

(1) 新たなニーズを踏まえた教育組織の再編に向けた検討

大学を取り巻く環境は、急速な少子化、環境問題やAIの進展等、社会を取り巻く状況に伴い大きく変化をしており、本学においても建学の理念を尊重しつつ、教育組織の再編に向けた検討の必要性が生じている。そのため、理事長を座長とする「教育組織将来構想検討ワーキンググループ」において検討した結果として「新学部設置準備作業部会の設置」に関する提案を、2025（令和7）年4月21日開催の常務理事会において協議し、作業部会の設置が認められた。なお、作業部会は、2025（令和7）年5月から活動を実施している。

(2) 日本語教員養成への貢献

日本語教育研究所では、2017（平成29）年に文化庁から「日本語・日本語教育の研究・振興・発展を図る研究教育機関」として認定され、これまで、日本語教員養成講座を開講し、優れた日本語教員の輩出に努めてきたが、2023（令和5）年に成立した「日本語教育の認定等に関する法律」に基づき、登録申請が必要になった。そこで、これまでの活動について自己点検・評価を行い、事業の重要性を認識し、2025（令和7）年以降に登録申請を行うことを決定し、その準備を開始した。

2. 長所・特色

本学では、教育研究組織について不断の見直しを実施しており、教育研究組織の新設等を行っている。特に、2025（令和7）年4月1日付けで新たに設置した「政経学部 社会安全学科」、商学研究科商学専攻「博士前期課程1年制コース」においては、新たなニーズに対応するものであり、これらの教育研究組織において育成された「拓殖人材」が社会の一員として活躍することが大いに期待できる。

また、附置研究所においては、それぞれの研究領域における調査研究を実施し、最新の研究成果をシンポジウムや公開講座において発表するとともに「拓殖大学機関リポジトリ」を通して社会に公表している。さらに、イスラーム研究所では、（宗）日本ムスリム協会（JMA）と連携し、ハラール認証に係わる活動を実施し、国際貢献に寄与している。

3. 問題点

大学を取り巻く環境は大きく変化をしており、建学の理念を尊重しつつ、教育組織の再編に向けた検討の必要性が生じている。そのため、点検・評価項目②に記載したとおり、作業部会を設置し、新たなニーズを踏まえた教育組織の再編に向けた検討を開始しているが、なるべく早期に方向性を示し、実現に向けた取組を開始する必要がある。

4. 全体のまとめ

本学は、建学の理念・目的を実現するために、5学部・15学科、6研究科・10専攻、1別科、附置研究所（11研究所・2センター）、事務組織と一体化した5つの教学支援センター及び図書館を設置しており、これらの教育研究組織が連携・協力し「拓殖人材」の育

成に努めている。また、高等教育機関として優れた教育研究活動等を維持・発展させるためには、教育研究組織の構成について不断の見直しを行っていくことが重要であることから、学問の動向や社会的要請等にも的確に対応して教育研究組織の新設・廃止等を行っている。さらに、教育研究組織の適切性について定期的に自己点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っている。

したがって、自己点検の結果として「第3章 教育研究組織」においては「概ね良好」と判断した。

第4章 教育課程・学習成果

1. 現状説明

点検・評価項目① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1： 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学では、建学の理念及び教育目標に基づき、「拓殖人材」の育成に努めている。そのため、2019（令和元）年2月6日に「拓殖大学『三つのポリシー』の策定方針」を決定し、この方針に基づき、学士課程及び博士・修士課程において、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を策定し、学生に修得を求める知識、技能、態度や、当該学位にふさわしい学習成果を明確にした上で、学位授与を行っている。

なお、授与する学位ごとに求められるものが異なることから、授与する学位（学部・学科、研究科・専攻・課程）ごとにディプロマ・ポリシーを策定している。

また、教員がディプロマ・ポリシーを熟知した上で教授することや、学生や大学院生がディプロマ・ポリシーを理解した上で、授業を受講し、同ポリシーに沿った知識・技能等を修得し学習成果を挙げ、社会が求める人材として活躍すること、さらに、入学希望者にとっては、同ポリシーが進路決定の羅針盤となることや、企業等が人材を確保する際に、求める人材に相応しい知識、技能等を有しているかの指標として同ポリシーが活用されること等を認識し、同ポリシーを積極的に公表している。その具体的な方法として学生及び教職員への周知は、各学部・研究科の「履修要項」に掲載している。また、ホームページや大学案内等に掲載し、本学関係者のみならず広く公表し、入学希望者・保護者や企業の社員等、誰でもいつでも、その情報が取得できる環境を整えている。

〔参考〕学士課程及び博士・修士課程におけるディプロマ・ポリシー

学士課程に関する卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

拓殖大学は建学の理念及び教育目標に基づき、国際性、専門性、人間性を備えた人材を育成することを目標とする。

これらの人材が具えるべき以下の3つの資質・能力を身につけ、各学科の卒業認定・学位授与の方針を満たした学生に学士の学位を授与する。

○国際性

多様な世界の人々や自分たちの社会をよく理解し、尊重する柔軟な姿勢を持ち、自己を含め世界の人々と協働して、課題の発見や解決ができること。

○専門性

それぞれの専門分野における基礎的な知識を修得し、これを実際の現場において活用し課題の発見と解決を図ることができること。

○人間性

自らの目標を持ち、その実現のため積極的に行動すると共に他人の思いや考えを受け止め理解し、自分の思いや考えを的確に表現して意見を交わすことができること。

博士・修士課程に関する修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

幅広く深い専門知識、技能、問題解決能力を修得するための授業科目と本学の全学生が身につけるべき必須の素養たる授業科目を受講し、厳格な成績評価を経て所定の単位を修得するとともに、所定の論文審査に合格した者について課程修了の認定を行い、修士又は博士の学位を授与します。

点検・評価項目② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1： 教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2： 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学では、大学学則及び大学院学則において教育課程及び履修方法等を明確にしている。また、「拓殖大学『三つのポリシー』の策定方針」に基づき、学士課程及び博士・修士課程において、「三つのポリシー」の一つとして「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を策定し、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等に関する基本的な考え方を明確にした上で、授与する学位（学部・学科、研究科・専攻・課程）ごとにカリキュラム・ポリシーを策定している。

なお、カリキュラム・ポリシーを学生及び教職員に周知するとともに、入学希望者・保護者、企業の社員等に対して積極的に公表している。その具体的な方法としては、前述のディプロマ・ポリシーと同様に、各学部・研究科の「履修要項」に掲載し、学生及び教職員に周知するとともに、ホームページや大学案内等に掲載し、本学関係者のみならず、入学希望者・保護者や企業の社員等、誰でもいつでも、その情報が取得できる環境を整えている。

さらに、カリキュラム・ポリシーでは、ディプロマ・ポリシーで掲げた資質、能力（国際性・専門性・人間性）に基づく知識、技能などを修得させるため、順次性、体系性を考慮したカリキュラムを編成し、学生一人一人に向き合い、学生の「個性値」を伸ばすための講義、演習、実習を効果的に組み合わせたカリキュラム内容及び教育方法を明確にしており、両ポリシーの連関性は適切に有している。

[参考] 学士課程及び博士・修士課程におけるカリキュラム・ポリシー

学士課程に関する教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

拓殖大学は、卒業認定・学位授与の方針に掲げる3つの資質・能力（国際性・専門性・人間性）に基づく知識、技能等を修得させるため、順次性、体系性に考慮したカリキュラムを編成する。

（1）カリキュラム内容

教養教育科目、専門科目及びその他の科目を体系的に編成し、講義、演習、自習を適切に組み合わせたカリキュラムとする。

大学への適応及び学習スキルの修得、将来に向けての学びの計画づくりに取り組む初年次教育、キャリア教育を行う。また、コミュニケーション・スキル向上のためのカリキュラムを用意する。

（2）教育方法

科目に応じて、学生の能動的な参加型学修を取り入れたPBL等のアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れる。

（3）評価

学習成果の評価については、予め、学生に各授業科目の到達目標、授業計画、予習・復習及び成績評価の方法等を明示したうえで、卒業認定・学位授与の方針に沿った学修過程を重視し、成績評価基準に基づき厳格に行う。また、学生による授業評価、学修行動調査及び卒業・修了時実態調査等の結果を踏まえ、カリキュラムのたゆまざる改善に努める。

博士・修士課程に関する教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

各研究科では、本学建学の理念のもと、順次性、体系性及びコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育に配慮した幅広く深い専門知識、技能、問題解決能力等を授けるカリキュラムを作成します。

コミュニケーション・スキル向上のためのカリキュラムを用意します。

学修行動調査及び卒業・修了時実態調査等の結果を踏まえ、カリキュラムのたゆまざる改善と教育研究能力の涵養に努めます。

学生の修学上の便宜のため、授業は、1年を前・後期に分け、各学期ごとに単位を認定する「セメスター制」で行うことを原則とします。また、企業人や一般社会人の大学院教育へのアプローチを容易にするため、開講時間の工夫等に努めます。

点検・評価項目③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学では、授与する学位（学部・学科、研究科・専攻・課程）ごとに策定したカリキュラム・ポリシーを踏まえ、各学部・研究科において適切に教育課程を編成し、教育活動を実施している。

また、学修者本位の質の高い教育の実現に向けて、2019（令和元）年5月13日付けで「拓殖大学教育課程編成基本方針」を策定し、体系的かつ組織的な教育課程の編成に向けた方針、分野別検討事項等を明確にした上で、不断なく検討を重ねつつ、適切な教育課程の編成に努めている。

なお、同基本方針の改定については、大学教学会議を中心に検討を重ね、詳細検討にあたっての留意点を加えることとし、「教育課程編成にあたっての基本方針及び留意点」（案）として取りまとめた。その結果を2022（令和4）年5月10日開催の内部質保証委員会に報告したうえで、同年5月17日開催の大学教学会議において決定し、同年9月20日開催の常務理事会において報告し承認を得た。この方針及び留意点に基づき、教育課程の編成に係わる取組を検討・実施している。

＜カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性、教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮＞

学部及び研究科の目的やディプロマ・ポリシーにおける教育研究上の到達目標を達成するためには、順次性のある体系的な教育課程の編成・実施が必要不可欠であることを定めた「カリキュラム・ポリシー」と、学部及び研究科における教育課程の整合性を図るための取組として、学生に身につけさせる知識・能力と授業科目との間の対応関係を可視化し、体系的な履修を促す「カリキュラム・マップ」「カリキュラム・ツリー（履修系統図）」及び「科目ナンバリング」を2018（平成30）年度から導入している。また、各授業科目の講義要項（シラバス）において、ディプロマ・ポリシーと当該科目との関係を明記するとともに、「科目ナンバリング」を掲載している。

また、各学部・研究科におけるカリキュラム・ポリシーにおいて、「卒業後それぞれの進路において、その能力を発揮し活躍するために必要な知識・技能の修得のため、教育の方針や特徴を有するカリキュラムを編成する。また、ゼミナールを通じた学びを重視し、主体性や人間力の育成を目指す」ことを掲げ、履修要項において、具体的な教育課程（カリキュラム）の構成と概要を、また、講義要項（シラバス）において、教育課程における学科目区分、授業科目等を示しながら説明しており、それぞれの整合性を図っている。

[例] 学部におけるカリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性（比較表）

商学部カリキュラム・ポリシー	商学部教育課程（カリキュラム）構成
<p>次のとおり教育の方針や特徴を有するカリキュラムを構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 初年次教育 2. 教養教育分野 3. 外国語学修 4. 専門教育 5. ゼミナール教育 6. キャリア教育 7. 留学生教育 <p>※詳細説明の記載は省略</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全学共通教養科目 <ul style="list-style-type: none"> A系列（国際性を高める） B系列（専門性の幅を広げる） C系列（人間性を高める） D系列（キャリア形成を行う） E系列（データ活用能力を養う） 2. 外国語科目（英語、地域言語、選択外国語） 3. 初期教育科目（スタディスキル、ITリテラシー） 4. 専門科目（学部基礎科目、学部共通科目、学科あるいはコース基本科目、関連科目、教職課程関連科目） 5. ゼミナール科目 6. 自由科目

＜単位制度の趣旨に沿った単位の設定＞

本学では、各授業科目に「単位」を割り当てており、進級や卒業の要件として、一定以上の単位の修得を求めており、学士課程においては、本学学則第35条において「授業科目の履修方法及び修得すべき単位数」を定めている。また、同第36条において単位の計算方法を「授業科目の単位計算方法は、1単位の履修時間を教室内及び教室外をあわせて45時間を標準とする。講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とし、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。ゼミナール論文、卒業論文、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められた場合は、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。」と定めている。博士・修士課程においては、大学院学則第7条において「各研究科における授業科目及びその単位数」を定めている。また、「各研究科で履修すべき授業科目及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、各研究科において定める。大学院の講義、演習などの授業科目の単位数の計算については、大学学則第36条の規定を準用する。」と定めており、それぞれの大学学則・大学院学則に基づき、適切に単位設定を行い、厳格に運用している。

＜個々の授業科目の内容及び方法、授業科目の位置づけ等＞

上記で述べたとおり本学では、各学部・研究科におけるカリキュラム・ポリシーを踏まえ作成している講義要項（シラバス）において、授業科目の内容・方法、授業科目の位置付け等を明確に示し、学生自身が所属する学部学科、研究科専攻のカリキュラムをよく理解し、履修計画を立てられるように配慮している。また、上記の商学部の例で示したとおり、教育課程（カリキュラム）を分類し、初年次教育への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置を行うとともに、授業科目は体系的に学修できるように編成し、履修年次を定め

ている。博士課程・修士課程においては、コースワークとしての「講義科目」とリサーチワークとしての「専修演習科目」を履修要件として定め、適切に組み合わせての研究指導を実施している。

＜教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり＞

本学における全学内部質保証推進組織は、第2章（内部質保証）で述べたとおり、内部質保証委員会と大学教学会議及び大学院委員会との協働・連携体制となっている。

したがって、学部及び研究科において実施した自己点検・評価で明らかとなった教育課程編成に関する課題については、内部質保証委員会において、全学的な観点から改革改善に関する指示・助言・支援を行っている。また、教育課程編成に関する課題の改善方策については、大学教学会議及び大学院委員会を中心に審議を行っている。

〔教育課程編成に係わる取組事例〕

- 前述の「教育課程編成にあたっての基本方針及び留意点」に基づき、大学としてのカリキュラム・ポリシーを改定し、「教養教育科目」を「全学共通教養科目」に改めることを2024（令和6）年11月26日開催の大学教学会議で審議・決定した。これに伴い、各学部におけるカリキュラム・ポリシーの改定を行うとともに、2025（令和7）年度におけるカリキュラムの改定を行った。
- 建学の理念に基づいた特色ある英語教育のあり方を検討するため、副学長を座長とする「英語教育に関する全学的な検討プロジェクト」を設置し、検討を開始している。（2025（令和7）年5月13日開催の大学教学会議に報告・了承）
- 博士課程・修士課程に関する教育課程については、隨時、大学院委員会等で審議し、カリキュラムの改定を行っている。

＜学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施＞

本学における「全学共通教養科目」は、A系列（国際性を高める）、B系列（専門性の幅を広げる）、C系列（人間性を高める）、D系列（キャリア形成を行う）、E系列（データ活用能力を養う）で構成されている。この全学共通教養科目と、各学部の特性に踏まえた外国語科目、専門科目等を教授することにより、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成している。また、海外語学研修、インターナルチャーリー研修、国内外のインターンシップ等を推奨しており、建学の理念に基づく有為な国際人材「拓殖人材」の育成に努めている。

点検・評価項目④ 学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の観点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学修を活性化し効果的に教育を行うための措置

本学の学士課程における授業期間及び単位計算については、大学設置基準に基づき、本学学則において、また、博士課程・修士課程における授業期間及び単位計算については、大学院設置基準（大学設置基準を準用）に基づき、大学院学則において、それぞれ次のとおり定め、適切に運用している。

○本学学則

（授業期間）

第 21 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

（単位の計算方法）

第 36 条 授業科目の単位計算方法は、1 単位の履修時間を教室内及び教室外をあわせて 45 時間を標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

○大学院学則

（履修方法等）

第 7 条 各研究科における授業科目及びその単位数は、別表第 3、4、5、6、7、8 のとおりとする。

- 2 各研究科で履修すべき授業科目及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、各研究科において定める。
- 3 学生の研究指導を担当する教員を指導教授という。
- 4 大学院の講義、演習などの授業科目の単位数の計算については拓殖大学学則第 36 条の規定を準用する。

＜履修登録単位の上限＞

本学における授業科目は、体系的に学修できるように編成しており、履修年次が定められている。そのため、体系的に学修することにより、より優れた教育効果が得られることから履修登録単位制限を設けている。履修登録単位制限は、全学年、全学部において年間 48 単位以下とすることを基本とし、各学部の履修要項において定め、周知している。

なお、第 3 期認証評価結果における「実質「ゼミナール」と連動している「ゼミナール論文」を制度から除外することの適切性の検討が求められる」等の意見を踏まえ、内部質保証委員会からの指示のもと、FD 委員会、大学教学会議等で検討を重ね、2024（令和 6）年 10 月 8 日開催の大学教学会議において、2025（令和 7）年度入学者から「ゼミナール」と連動している「ゼミナール論文」「卒業論文」「卒業研究」を「履修登録を行うとともに履修登録単位制限に含める」ことを決定し、その旨を内部質保証委員会に報告した後、運用を開始した。

また、夏季、春季等の休業期間中に行われる「海外語学研修」「インターンシップ」については、授業期間中における学修時間の確保をする観点から履修登録単位制限から除外する科目とし、教職課程及び日本語教員養成講座の科目についても除外しているが、教職

課程科目等においては、年度当初のガイダンスや初回の授業等において、4年間を通して学修に支障をきたさない履修計画を立てるよう指導するとともに、年間を通して個別でも随時相談を受ける体制を整え、きめ細かな指導を実施している。

＜講義要項（シラバス）の作成、改訂、学生への周知等＞

本学では、単位制度の実質化に向け、FD委員会を中心に「講義要項作成要領」を策定し、毎年度見直しを行いつつ、「講義要項」の充実している。

「講義要項」は、全ての科目において作成し、その記載項目は主要授業科目か否かを明確にしたうえで、①SDGsマークの選択・表示、②授業の目的及び到達目標、③授業計画（各回のテーマ・内容）、④授業の方法（授業形態、授業方法の工夫）、⑤予習・復習、⑥成績評価の方法、⑦教科書・参考書、⑧関連する科目、⑨当該科目の実務経験（該当する場合のみ）を明示し、授業はこの「講義要項」に基づき行われている。また、「講義要項」における記載内容の正確性及び充実を図るため、講義要項チェックの電子システムを運用するとともに、各学部等で担当教員が確認を行う仕組みを構築している。「講義要項」は、ホームページに掲載し、学生に周知するとともに、社会に公開し第三者のチェックを受けている。

＜学生の主体的参加を促す授業形態等＞

本学では、2022（令和4）年4月から全学部・大学院研究科及び別科の授業時間を90分から105分に変更することにより、授業回数を減らすことで学生が海外研修やインターンシップ等の課外教育・課外活動に取り組みやすくし、豊かなキャンパスライフから人間性を高められるようにした。また、教員がアクティブ・ラーニング等の手法を用いた授業を展開するなどの授業方法を工夫することで、学生の学修意欲を喚起するような学生参加型の授業を実施している。

また、企業・団体等との連携により、学生が最新の実務の知識・技能等を身につけられるよう課題解決型の学修を中心としたアクティブ・ラーニングの科目を充実させ、より実践的な教育の質を確保している。

＜学修の進捗と学生の理解度の確認・適切なフィードバック＞

単位制度の本来の趣旨を踏まえ、学生の主体的な学修を促す仕組みとして予習・復習に必要な時間・内容や課題（試験やレポート等）に対するフィードバックの方法を「講義要項」で明確にし、それを実施している。また、学生が気軽に教員の研究室を訪れ、履修方法をはじめ学業などの質問や相談ができるよう、全ての専任教員が「オフィスアワー」を設定し、その情報を「教員情報」に記載することにより学生に周知するとともに、学生一人一人に対するきめ細かな対応を行っている。

＜学士課程における授業形態に配慮した1授業あたりの学生数＞

本学では、大学設置基準第24条（授業を行う学生数）の趣旨に基づき、授業科目ごとの履修登録者数（学生数）については、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に上げられるような適当な人数とすることを基本として、学

部教務委員会等において、授業科目ごとの適切な学生数を設定し運用している。また、大学教学会議において決定される「各年度の授業実施方針」に基づき、全学共通教養科目や各学部の専門科目においてその一部を遠隔授業（メディアを利用して行う授業）として実施しているが、この遠隔授業においても実施形態別に履修者数の上限を設けている。

なお、授業科目ごとの履修登録者数の設定にあたっては、教育効果や大学全体の教室数・各教室の座席数等を考慮して決定することとしているため、具体的な数値基準は定めていないが、過去の実績等では、全学共通教養科目（講義形式）は100～200名程度、専門科目（講義形式）は50～200名程度、専門科目（実験・実習形式）は30～50名程度、外国語科目（講義・演習形式）は30名程度、ゼミナール科目（演習形式）は15名程度となっている。

＜博士課程・修士課程における研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施＞

博士課程・修士課程における研究指導（論文指導）は、指導教員が1年次のはじめに大学院生と相談して研究指導計画書を作成し、この計画書に基づき、論文作成から完成に至るまで綿密かつ実現可能性を考慮した指導を行っている。また、新入生ガイダンスにおいて学位取得までの指導スケジュールを周知し、計画的かつ持続的に、きめ細かな研究指導を行っている。これら研究指導に関する基本的事項については、大学院学則において定め、具体的な内容等については、各研究科の履修要項に掲載して学生に周知するとともに、ホームページに掲載し公表している。

＜各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり＞

本学における全学内部質保証推進組織は、第2章（内部質保証）で述べたとおり、内部質保証委員会と大学教学会議及び大学院委員会との協働・連携体制となっている。また、教員の教育能力等の改善、向上させるためにFD委員会を置き、業務内容・方法等の改善を図っている。これらの組織が一体となって、学部教授会、研究科委員会と連携し、学部・研究科における教育の実施・改善に努めている。

点検・評価項目⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

本学では、学部及び研究科の課程の卒業・修了に必要な年数、単位数・単位認定及び学位授与については、本学学則、大学院学則及び各学部・研究科の履修要項において定め、厳格な運用を行っている。

＜単位認定・既修得単位等の適切な認定＞

単位は、教育課程（カリキュラム）に従い科目を履修し、試験等に合格することによつ

て、その科目の単位を修得したものと認めるものであり、成績評価は、科目担当教員が試験（筆記、口頭、実技等）、レポート、授業参加状況（発表等）を総合的に判断して評価している。なお、科目担当教員によって成績評価項目間の比重が異なる場合があるため、講義要項に記載し、あらかじめ学生には周知している。

なお、成績評価における評価基準は次のとおりである。

合否	評価	素点等	成績の状況（一部記載を省略）
合格 (単位修得)	S	100～90点	特に優れている
	A	89～80点	優れている
	B	79～70点	良好
	C	69～60点	合格と認められる最低限
不合格	F	59～0点	合格基準に達していない
		[---]	
		[XXX]	

また、入学前に他の大学等において修得した科目について、本人の入学時における申請に基づき、本学の教育上有益と認めるときには、単位認定を行っている。単位認定の可否決定については、当該学部教務委員会、研究科委員会において慎重な審査が行われている。

＜成績評価の客観性、厳格性等＞

学業成績については、当該学生に対して「学業成績表」を年2回発表するとともに、学業成績表の見方、進級・卒業単位について質問がある場合は、学務課・八王子学務課の窓口において直接相談に応じている。

また、学修状況を総合的に示す指標（GPA）を取り入れており、GPAは、学業成績表に学期（前期・後期）・年度・累積の3種類を、成績証明書に累積のGPAをそれぞれ記載することにより、当該学生に学修状況を意識させる取組を行っている。さらに、成績不振学生の学修意欲を高める取組として、学期ごとのGPAが、その終了時に1.0未満の学生を対象に面談指導を行っている。

本学では、成績評価を客観的かつ厳格に行うことの目的として、上述の「成績不振学生的面談等」を行うこと、学科別成績評価分布の状況を把握し公表したうえで、教員間又は授業科目間の平準化を目指した「成績評価基準」及び「成績評価分布の目安」を定める等の取組を行っている。学科別成績評価分布表は、ホームページで公表して、社会の評価も受けている。

なお、成績評価分布の目安は次のとおりである。

評価	素点	評価の分布（目安）
S	100～90点	20%程度
A	89～80点	20～30%程度
B	79～70点	20～30%程度

また、厳格な成績評価への取組の一つとして、成績評価不合格率が高い教員への対応と

して、成績評価結果において未受験・出席不良を除く不合格（F評価）の割合が2年連続して40%以上となった科目の担当教員に対して、「成績評価に関する所見・改善方策」を求める制度を設けている。

＜卒業・修了要件の明示＞

学部及び研究科の課程における卒業・修了要件については、本学学則、大学院学則及び各学部・研究科の履修要項において定め、厳格な運用を行っている。

＜成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり＞

本学における全学内部質保証推進組織は、第2章（内部質保証）で述べたとおり、内部質保証委員会と大学教学会議及び大学院委員会との協働・連携体制となっている。また、全学組織であるFD委員会においては「厳正かつ適正な成績評価の実施に関する事項」を使命として担っている。これらの組織が一体となって、学部教授会、研究科委員会と連携し、学部・研究科における厳正かつ適正な成績評価等の実施・改善に努めている。

具体的な取組例としては、FD委員会では、成績評価及び基準、単位認定について、全学的な観点から運営・支援を行っており、学科別成績評価分布の状況に基づき、教員間又は授業科目間の平準化を促進している。

＜学位授与を適切に行うための措置＞

本学では、修士論文の作成・提出手続、博士後期課程学位論文の申請・審査・授与手続、及び学位論文審査基準を明確にしている。基本的事項については、大学院学則において定め、具体的な内容等については、各研究科の履修要項に掲載して学生に周知するとともに、ホームページに掲載し公表している。

また、学位審査及び修了認定の客觀性及び厳格性を確保するとともに、学位授与に係る責任体制及び手続を明確にするため、「拓殖大学学位規程」を制定し厳格に運用している。学士課程における学位授与要件は、大学学則第51条に、博士課程・修士課程における学位授与要件は、大学院学則第11条又は第12条に規定している。学位授与に係る責任体制は、各部教授会、研究科委員会が担っており、全学的な観点から大学教学会議、大学院委員会の議を経て、学長が決定している。なお、博士課程・修士課程における学位授与手続きの中では、論文審査、試験及び学力の確認が重要なことから、審査委員会を設置し、学位論文の審査を実施している。

＜学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり＞

学位授与に関わる全学的なルールの設定・改定に関する審議については、全学的な観点から大学教学会議、大学院委員会が担っている。また、内部質保証委員会を中心に自己点検・評価を毎年度実施し、必要に応じて、大学教学会議、大学院委員会に対して、改善の指示を行う体制となっている。

点検・評価項目⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1 : 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点 2 : 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

アセスメント・テスト、ループリックを活用した測定、学習成果の測定を目的とした学生調査、卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点 3 : 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では、学生の学習成果の評価（アセスメント）について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法について定めた「拓殖大学 アセスメント・ポリシー」を策定し、ホームページに掲載し公表している。このポリシーは、三つのポリシーに基づき策定しているもので、学生の学習成果に対する自己点検・評価の検証に活用し、教育の改善改革につなげることを目的としており、下表のとおり、入学時、在学時、卒業時の段階において、大学全体レベル（機関）、学部レベル（教育課程）、科目レベル（授業）の三つのレベルで、学習成果を検証することとしている。

なお、学習成果の把握に際しては、学生の成績情報を基本とするという認識のもと、「アセスメント・ポリシー」では、教育課程レベルでの学習成果の把握の中心的な指標としてこれを位置付けている。

○大学全体レベル（機関）：学生の志望進路（就職率等）から学習成果の達成状況を検証する。

○学部・研究科レベル（教育課程）：学部・研究科における卒業状況（卒業・修了率）及び卒業・修了時実態調査等から教育課程全体を通した学習成果の達成状況を検証する。

○科目レベル（授業）：講義要項（シラバス）に示した授業の到達目標に対する授業改善のための学生アンケート結果から、科目ごとの学習成果の達成状況を検証する。

＜拓殖大学アセスメント・ポリシー＞

レベル	入学時	在学時	卒業時
	アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入の検証	カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の検証	ディプロマ・ポリシーの到達目標の達成度
大学全体 レベル (機関)	・入学試験 ・新入生実態調査	・学修行動調査 ・学生実態調査 ・進級状況 ・退学状況	・卒業・修了時実態調査 ・卒業率 ・就職率 ・ループリック

学部・研究科 レベル (教育課程)	・入学試験	・学修行動調査 ・成績評価の分布 ・G P A	・卒業・修了時実態調査 ・卒業率 ・就職率
科目レベル (授業)	・プレイスメントテスト (英語習熟度のクラス編成テスト)	・授業改善のための学生アンケート ・プレイスメントテスト (英語習熟度のクラス編成テスト)	

大学全体レベル及び学部レベルにおける学習成果の検証は、「学修行動調査」「卒業・修了時実態調査」及び「授業改善のための学生アンケート」の結果に対して、大学全体及び学部・研究科ごとに分析し、所見を作成している。「学修行動調査」及び「卒業・修了時実態調査」では、学部及び研究科において「卒業・修了認定学位授与の方針」に示した到達目標等における「学習成果の状況」を分析するとともに、その分析結果から、「長所と課題」「教育課程や教育内容・方法の改善方策」を導く構成により所見を作成している。

科目レベルでは、「授業改善のための学生アンケート」結果の授業科目ごとの集計別集計で、統計処理した数値データだけでなく学生からの「要望・指摘」「担当教員の所見」及び「改善に向けた取組方針」をも記載し、担当教員が自ら授業内容・方法を検証する仕組みを設けている。さらに、本アンケート結果の満足度評価が2年連続して2.9以下(5段階評価)となった教員に対しては、授業の改善方策の提出とFD委員会又は所属長との面談を義務付けている。

また、講義要項(シラバス)の記載内容(到達目標の設定、授業内容・方法、学生の予習・復習時間、成績評価の方法、科目間の連携等)が適切となっているかを、組織的に第三者が精査する仕組みを設けている。成績評価結果においても、未受験・出席不良を除く不合格(F評価)の割合が2年連続して40%以上となっている教員は、成績評価に関する改善方策の提出を義務付ける制度も設けている。

以上の取組は、内部質保証委員会の指示のもと、FD委員会で実施している。加えて、「カリキュラム・マップ」及び「科目ナンバリング」を策定し、学習成果が各授業科目とどのように結びついているのか明示している。

学生の学習成果の評価(アセスメント)については「拓殖大学アセスメント・ポリシー」を策定し、各種調査等を実施・分析し、学習成果の検証を実施するとともに、国際大学として「英語力の強化・向上」に力を入れており、その成果を測るため、学生にTOEIC等への受験を促し、その結果を活用している。さらに、学修者本位の多元的な情報の把握・提供や可視化を実現するため、一部の大学で導入している外部企業によるアセスメント・テストについて、企業からの説明やセミナー等を活用し情報収集を行っている。

点検・評価項目⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育課程及び内容、方法の適切性に関する評価は、「質保証方針等」に基づき、学部等において実施した自己点検・評価結果を踏まえ、内部質保証委員会において全学的な観点からの自己点検・評価を毎年度実施している。また、FD委員会を中心に、アセスメント・ポリシーに掲げたアンケート調査結果の分析を行い、改善のための基礎資料として活用している。

本学では、第3期認証評価結果において、教育課程・学習成果に関する改善課題（成績評価基準の明確化、再試験制度の在り方の検証・適切な運用）が提言されており、その対応については、内部質保証委員会の指示のもと、FD委員会、大学教学会議を中心に、学部教授会と連携し、改善策を策定した。その結果、成績評価基準の明確化については「再受験時における成績評価表記の明確化」、再試験制度の在り方の検証・適切な運用については「申込み・受験できる単位数の全学部統一」を決定し、2025（令和7）年度の入学者用から適用している。

本学においては、内部質保証委員会を中心に全学的な組織が有効に機能し、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に自己点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を確実に実施していると判断できる。

2. 長所・特色

「教育ルネサンス2030」の基本戦略として「ゼミナール教育の充実を図ることにより、学生の潜在的能力の開発及び創造力と主体的に考える力を強化」を目的とし、「ゼミナール教育の強化」に取り組んでいる。

また、企業・団体等との連携により、学生が最新の実務の知識・技能等を身につけられるよう、課題解決型の学修を中心としたアクティブ・ラーニングの科目を充実させ、より実践的な教育の質の確保を目指している。さらに、科目内容に関連した企業・団体等で活躍されている実務家の方をゲストスピーカーとして招聘し、実践的な授業を展開している。

3. 問題点

学生の学習成果の評価（アセスメント）については「拓殖大学アセスメント・ポリシー」を策定し、各種調査等を実施・分析し、学習成果を検証しているが、より多元的な情報の把握・提供や可視化を実現するため、一部の大学で導入している外部企業によるアセスメント・テスト等の導入を含めた検討の継続実施が望まれる。

4. 全体のまとめ

本学では、建学の理念及び教育目標に基づき、「拓殖人材」の育成に努めている。そのため、2019（令和元）年2月6日に「拓殖大学『三つのポリシー』の策定方針」を決定し、この方針に基づき、学士課程及び博士課程・修士課程において、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを策定し、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示する等、明確にした上で、効果的に教育を実施し、学位授与を行っている。

また、教育課程においては、ゼミナール教育の強化や企業・団体等との連携によるアクティブラーニング科目の充実に努めていることが長所として挙げられる。一方、学修者本位のより多元的な情報の把握・提供や可視化を実現するための取組に向けた検討の継続実施が望まれる。

したがって、自己点検の結果として「第4章 教育課程・学習成果」においては「概ね良好」と判断した。

第5章 学生の受け入れ

1. 現状説明

点検・評価項目① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1： 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2： 入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像等を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

本学では、建学の理念及び教育目標に基づき、「拓殖人材」の育成に努めている。そのため、2019（令和元）年2月6日に「拓殖大学『三つのポリシー』の策定方針」を決定し、この方針に基づき、学士課程及び博士課程・修士課程において、それぞれ「三つのポリシー」の一つとして、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」や「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を踏まえ「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を策定し、入学前に求められる能力及び水準（学習歴、学力水準、能力）、入学希望者に求められる水準等の判定方法を明確にした上で、入学者選抜を実施している。また、授与する学位ごとに求められるものが異なることから、授与する学位（学部・学科、研究科・専攻・課程）ごとにアドミッション・ポリシーを策定している。

アドミッション・ポリシーは、ホームページ、大学案内、入学案内・大学院案内、募集要項等に掲載し、教職員で情報共有を図るとともに、社会に公表している。特に入学希望者・保護者に対しては、本学が求める人材像の理解を徹底させるため、本学における活動のほか、教育業界による受験雑誌、受験ポータルサイト等への掲載を実施している。

点検・評価項目② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1： 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2： 授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3： 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4： 公正な入学者選抜の実施

評価の視点5： 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

＜学生募集方法及び入学者選抜制度＞

本学では、アドミッション・ポリシーに基づき行う入学者の選抜において、公正かつ妥

当な方法によって受験機会や入試方法における公平性・公正性の確保を図りつつ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定を行っている。

そのため、学生募集段階においては、ホームページに「受験生サイト」を設け、入試情報（選抜の概要・日程、過去の問題・入試結果）、イベント情報（オープンキャンパス、キャンパス見学）、大学・学部紹介、学費・諸費の状況、各種パンフレット、入試Q&A等を掲載し、きめ細かな情報提供を行っている。また、学生募集の一環として、オープンキャンパス、高等学校及び日本語教育機関への訪問、入試説明会、教育業界主催進学相談会への参加、高校内ガイダンスへの協力等を実施している。大学院においても「大学院特設サイト」を設け、入学試験情報のほか、演習指導教員紹介、研究マッチングナビ、研究科紹介、院生インタビュー等を掲載し、適切に情報提供を行っている。

入学者選抜制度については、学部入試においては、総合型選抜（プレゼン方式、自己推薦方式、工学部女子枠）、学校推薦型選抜、海外帰国子女選抜・社会人選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、外国人留学生選抜等を実施し、多様な背景を持った学生の受入れに配慮している。大学院入試においても、一般・留学生・社会人選抜試験、拓殖大学在学生対象選抜試験（学内特別奨学生試験、学内推薦試験）を実施している。

＜授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供＞

本学における授業料等に関する情報提供については、ホームページに学費、奨学金制度のサイトを設け、詳細情報を公表している。また、大学案内、入学案内、大学院案内に掲載し公表するとともに、学生募集のために実施している各種説明会や相談会においても、きめ細かな説明を行い、入学希望者や保護者の理解を求めている。

＜入学者選抜実施のための体制＞

本学においては、拓殖大学入学支援センターが入学者選抜実施における中核機関の一つを担っている。本センターは、教職協働での組織体制となっており、本学の教育理念に基づき、優れた人格と能力を有する有為な学生を積極的に募集、入学させるための支援及び合否判定原案の策定、その他全学的な観点から戦略的立案を行っている。また、センターには、全体方針を立案するための「入学支援センターハイ会議」、センターハイ会議で立案された諸施策を審議する「入試戦略会議」を設置している。なお、第3期認証評価の現地調査における「入学支援センターハイ会議の位置づけがやや不明確」との意見を踏まえ、2023（令和5）年2月27日付で「拓殖大学入学支援センター規程」を改正し、2023（令和5）年度からは新体制で活動している。

また、入学者選抜においては、学士課程では、各学部の入試委員会・教授会、全学組織の大学教学会議と、修士課程・博士課程では、各研究科委員会、全学組織の大学教学会議と連携を図りながら実施している。

＜公正・公平な入学者選抜の実施＞

本学では、アドミッション・ポリシーに基づき、学士課程の入学者選抜においては、筆記による学力審査、個別学力検査、調査書、面接及び小論文等を組み合わせ、志願者の能力や資質を総合的に評価しており、修士課程・博士課程の入学者選抜においては、国際大

学にふさわしい使命感を持った、個性あふれる人材、高い学習意欲のある人材を選抜している。選抜方法については、あらかじめ募集要項等において明示している。また、合否判定においては、前述の入学者選抜に係わる諸会議等において慎重に審査・選抜を行う等、公正な入学者選抜・合否判定を実施している。

また、病気や障がい等のために、入学試験の受験時に際して配慮を希望する場合は、本学入学課に事前に申請書を提出し、配慮が受けられる制度を実施しており、合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している。この制度については、ホームページに掲載し公表している。

＜オンラインによる入学者選抜＞

本学においては、オンラインによる入学者選抜は原則実施していない。なお唯一、マレーシアで現地教育に携わっている同国政府事業の UniKL JUP (マレーシア日本高等教育プログラム：日本留学を希望する優秀なマレーシア人留学生を日本の大学に編入学させるプログラム) に参加しており、現地での大学説明会において、編入学時の単位認定、時間割、各学科のカリキュラム等を丹念に説明した上で、後日実施する入学者選抜（面談等）はオンラインを活用している。なお、このオンラインによる入学者選抜は、同じ条件で公正・公平に実施している。

＜外国人留学生の募集に関する取組＞

本学では、日本留学を志す学生に留学先の教育機関として本学を選択してもらえるよう、ホームページを日本語・英語のみならず中国語、韓国語、インドネシア語、ベトナム語等の多言語により、適切な情報提供を行っている。また、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）が実施する「JASSO 海外留学フェア」に参加し、現地においてきめ細かな説明を行っている。さらに、本学は 22 カ国・地域の 56 大学・機関と交流・提携しており、学生や教員の派遣や受入等の積極的な国際交流活動を実施し、外国人留学生の獲得に努めている。加えて、東南アジアを中心に、留学デスクや留学アドバイザーと称して、広報・募集業務を委託した常設窓口機関を設置し、それぞれの機関においては、日本留学を志す学生に寄り添った活動を実施している。

点検・評価項目③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1： 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

本学では、建学の理念に基づき、学部・研究科における入学定員、収容定員は適正に設定している。また、点検・評価項目②に記載したとおり、アドミッション・ポリシーに基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。

しかし、文部科学省中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（令和7年2月21日）においても示されているとおり、急速な少子化、国内外の諸情勢の急激な変化等の危機が我々の足下にある。このような状況の中、本学においても収容定員が充足できていない学部・学科、研究科が見受けられる。入学定員、編入学定員、収容定員のそれぞれの状況、収容定員の未充足への対応については、以下に記載する。

＜学士課程における入学定員に対する入学者数比率＞

学部又は学科における入学定員充足率の5年（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）平均については、学部総計では1.00と良好である。しかし、学部・学科においては、認証評価における是正勧告基準（0.80未満）に相当する学部はないものの、外国語学部中国語学科0.71、同学部スペイン語学科0.74という状況になっている。また、同評価における改善課題基準（0.90未満）に相当する学部は、外国語学部0.84であり、外国学部においては、前述の2学科に加え、国際日本語学科0.88という状況になっている。

＜学士課程における編入学定員に対する編入学生数比率＞

本学における編入学制度は、本学学則第30条において定めており、編入学定員は特段設定しておらず、一定条件に該当する者から入学の志願があった時に、欠員がある場合に限り、教授会の議を経て、学長が入学を許可している。したがって、学部・学科によって状況は異なるが、毎年度、若干名の編入学生の入学を許可している。

＜収容定員に対する在籍学生数比率＞

1. 学士課程

学部又は学科における収容定員充足率については、学部総計では過去5年間（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）0.98から1.00の間で推移しており概ね良好である。しかし、学部・学科別では、外国語学部においては、認証評価における是正勧告基準（0.80未満）に相当する年度がある。また、国際学部においては、同評価における改善課題基準（0.90未満）に相当する年度があるといった状況になっている。

学部・学科名	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)
外国語学部	0.94	0.86	0.80	0.76	0.80
英米語学科	0.93	0.88	0.84	0.86	0.88
中国語学科	0.94	0.86	0.74	0.65	0.63
スペイン語学科	0.94	0.79	0.70	0.56	0.72
国際日本語学科	0.97	0.87	0.86	0.84	0.84
国際学部・国際学科	0.94	0.90	0.89	0.90	0.89
学部総計	0.99	1.00	0.98	0.98	1.00

2-1. 修士課程・博士前期課程

各研究科における修士課程・博士前期課程の収容定員充足率について、認証評価では改善課題基準を0.50未満としており、各研究科の過去5年間（2021(令和3)年度～2025(令和7)年度）の実績の中で、この基準を下回る年度がある研究科は次のとおりである。

なお、地方政治行政研究科においては、2020(令和2)年度の収容定員充足率が0.37であったことから、第3期認証評価結果において、定員管理の徹底について改善が求められていたが、2025(令和7)年度は改善している。

研究科名	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)
経済学研究科	0.88	0.65	0.42	0.48	0.60
商学研究科	0.47	0.42	0.52	0.65	0.50
地方政治行政研究科	0.57	0.63	0.43	0.47	0.57

2-2. 博士後期課程

各研究科における博士後期課程の収容定員充足率について、認証評価では改善課題基準を0.33未満としており、各研究科の過去5年間（2021(令和3)年度～2025(令和7)年度）の実績の中で、この基準を下回る年度がある研究科は次のとおりである。

なお、商学研究科博士後期課程においては、2020(令和2)年度の収容定員充足率が0.25、工学研究科博士後期課程においては、0.18であったことから、第3期認証評価結果において、定員管理の徹底について改善が求められていたが、その後改善している。一方、経済学研究科においては、2023(令和5)年度及び2025(令和7)年度において認証評価の改善課題基準を下回る状況になっている。

研究科名	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)
経済学研究科	0.55	0.33	0.22	0.33	0.22
工学研究科	0.20	0.42	0.42	0.67	0.75

3. 別科

別科における在籍状況は次のとおりである。

なお、在籍者数は横ばいであるが、定員に対する充足率は、約0.60とやや低く、定員確保に向けた取組の強化が求められる。

区分	2023年度 (令和5)		2024年度 (令和6)		2025年度 (令和7)
	4月1日現在	10月1日現在	4月1日現在	10月1日現在	4月1日現在
定員	130名	130名	130名	130名	130名
在籍者数	69名	78名	67名	83名	77名
充足率	0.53	0.60	0.52	0.64	0.59

〔備考〕在籍者数は、大学教学会議資料から抜粋

＜収容定員に対する在籍学生数の未充足に関する対応＞

1. 学士課程

学生募集の充実を図るとともに、入学試験における合否判定に際しては、過年度の予測から結果に至る状況を可能な限り厳密に精査して歩留まり率を予測し、さらに収容定員充足率を考慮して合格者数を算出する等、収容定員に基づく適正な管理に努めている。

なお、定員充足率が極端に低い外国語学部中国語学科、同スペイン語学科においては、定員の見直しを行い、2026(令和8)年度からの入学定員数をそれぞれ50名から40名に改定することとし、文部科学大臣に申請を行い、審査結果を待っているところである。

2. 修士課程・博士前期課程・博士後期課程

大学院の魅力を発信し入学希望者を増やすことを目的として、大学院ホームページのリニューアルを行うとともに、大学院進学説明会等への参加を積極的に行っている。また、大学院入学者選抜方法の改革を行い、公正・公平な入学者選抜を実施している。さらに、建学の理念に基づき、社会のニーズに合致した人材を育成するため、授業科目の見直し等を行っている。

3. 別科

別科に対する理解を深めることを目的として、本学ホームページに別科のサイトを立ち上げ、授業内容、年中行事、学費・奨学金、進路等の情報を公表するとともに、別科を卒業した学生の生の声を掲載することにより、閲覧者にとって親しみやすい情報を提供できるよう工夫している。

＜外国人留学生の受入状況＞

本学では、「教育ルネサンス 2030」の具現化を図る目的として、学生教育を中心とした「拓殖大学国際化推進方針（国際化ビジョン）」を策定（2022（令和4）年4月最終改定）し、国際交流事業及び外国人教育支援事業を推進している。この方針において「多様性ある留学生対応を図り、2025（令和7）年まで学部留学生受け入れ900名を常態化すること」を目標とし、それを達成している。

○学部留学生（留学ビザ取得者）の受入状況（5月1日時点）

区分	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)
全学部在籍学生数	8,637名	8,930名	9,011名	9,049名	9,397名
外国人留学生数	826名	1,053名	1,150名	1,257名	1,315名
外国人留学生比率	9.6%	11.8%	12.8%	13.9%	14.0%

点検・評価項目④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1： 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2： 点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れに関する自己点検・評価については、「質保証方針等」に基づき、入学支援センター及び各学部・研究科において、入学試験に関する情報、収容定員充足率や退学者に関する状況等を踏まえて毎年度実施している。さらに各部署で実施した自己点検・評価結果を踏まえ、内部質保証委員会において全学的な観点からの自己点検・評価を実施している。

また、これらの自己点検・評価結果に基づき、学生募集方法や入学者選抜方法についての見直しを行い、学生の受け入れ方策の改善・向上につなげる取組を実施している。

2. 長所・特色

広く世界から学生を募集するという観点から、外国人留学生の受け入れに力を注いでいる。日本語教育機関への訪問と合わせ、本学に同機関の教職員を招へいし、説明会を行っている。また、オープンキャンパスでは外国人留学生対象の説明会・相談コーナーを設けている。さらに、漢字圏、非漢字圏の学生間には日本語能力において格差が生まれるため、外国人留学生選抜（自己推薦）という制度を設置し、口頭試問を取り入れ、志望動機の明確さと卒業後の進路に向けた学習計画の具体性、授業に支障なく適応できる日本語能力、これらの点を有しているかを口述試験に重点をおいた選考のうえ、合否を決定している。

この成果として、日本語学校の教職員が選ぶ外国人留学生に薦めたい進学先を選出する「日本留学アワーズ」の東日本地区大学（文科系）部門において4年連続（2020（令和2）年から2024（令和6）年、2022（令和4）年は未実施、一般財団法人「日本語教育振興協会」主催）で「大賞校」を受賞している。本学が受賞するに至った全国の日本語教育機関からの推薦理由は、「留学生への対応が手厚い」「留学生向けの入学制度が多数あり、留学生にとって受験しやすい環境を整えている」等があり、外国人留学生が安心して学修できる大学として評価されている。

3. 問題点

アドミッション・ポリシーに基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。しかし、急速な少子化、国内外の諸情勢の急激な変化に伴い、本学においても収容定員が充足できていない学部・学科、研究科、別科が見受けられる。

したがって、ここ数年、安定的に定員確保が行われていない外国語学部の各学科、国際学部国際学科、経済学研究科の博士前期課程・後期課程、商学研究科博士前期課程、及び地方政治行政研究科修士課程及び別科においては、今後の学生確保の見通しを分析したうえで、改善計画を策定・実行することが必要である。

4. 全体のまとめ

本学は、建学の理念・目的を実現するために、アドミッション・ポリシー方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正・公平に行っている。また、

収容定員の適正な管理に努める。

本学の長所・特色としては、外国人留学生の受け入れ体制が挙げられる。前述のように本学は「日本留学アワーズ」の東日本地区大学（文科系）部門において4年連続で「大賞校」に選出されている。一方、収容定員が充足できていない学部・学科、研究科が見受けられるという問題点がある。

したがって、自己点検の結果として「第5章 学生の受け入れ」においては「課題あり」と判断した。

第6章 教員・教員組織

1. 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学は、大学の理念・目的に基づき「拓殖人材」を育成するための組織の基本方針については、大学学則、大学院学則において定めており、さらに具体的な教員・教員組織の編制の方針として「拓殖大学 教員・教員組織編制の方針」を策定し運用している。また、この基本方針に基づき、「学部 教員・教員組織編制の方針」「研究科 教員・教員組織編制の方針」を定め、各学部及び各研究科における方針を明確にしている。

なお、学部及び研究科における「教員・教員組織編制の方針」では、学部及び研究科の目的に則して教育・研究を展開していくための組織であり教育・研究の分野及び学生数等の規模を基本として編制すること、学部及び研究科における専任教員の配置については「教育課程編成・実施の方針」に基づき教員組織に偏りが生じないように適切な教員の人事配置を行うこと、学部及び研究科の目的に基づく、教育・研究指導や人材育成を実現するため、研究者として高い資質を備え、教育者としての意欲と熱意を有する人材を確保することなどを基本方針とし、さらに、個々の学部及び研究科の特色を配慮した内容を加えることにより、適切な設定となっている。

また、これらの「教員・教員組織編制の方針」は、グループウェア(desknet's)に掲載し教職員で共有するとともに、ホームページで公表している。

点検・評価項目② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

評価の視点3：教養教育の運営体制

＜専任教員数＞

本学の教員組織は、前述の「教員・教員組織編制の方針」に基づき、それぞれの学部・研究科の目的・教育目標に則して、教育・研究の分野や学生数等の規模を基本として編制

している。各学部の教員組織は、学部ごとの専任教員配置数に基づき、学部学科の教育内容・分野への適切な教員配置により編制している。また研究科においても、目的・教育目標に則して、当該研究科の教育・研究分野を、系列等の分野に大別し、その構成により教員組織を編制している。

学部及び研究科における専任教員数は、授与する学位の種類及び分野に応じて、大学設置基準、大学院設置基準によって定められた必要教員数以上の人数を確保し、教育研究上必要な規模の教員組織を編制している。

＜適切な教員組織編制のための措置＞

本学では、「教員・教員組織編制の方針」に基づき、各学部の分野・規模・学位課程の目的等の状況を踏まえた上で、教員組織の編制を行っており、その際は、方針と教員組織の整合性には十分に留意している。

本学における教員組織の構成においては、年齢構成バランス、男女比、国際性（外国人教員の配置）等に留意している。〔2024（令和6）年5月1日現在の数値に基づく分析は次のとおりである〕

年齢構成は、30代10.3%、40代25.9%、50代22.3%、60代28.6%となっており、年齢層がやや高く感じられるが、教育研究実績の多い教授層を中心に構成しているためであり、適切といえる。

男女比は、男性教員80.4%、女性教員19.6%である。文部科学省学校基本調査の結果〔2024（令和6）年5月1日時点〕では、国公私立大学の女性教員の教員全体に占める割合が27.8%であることや政府における男女共同参画社会の実現に向けた方針等を考慮すると、本学における女性教員比率の向上が望まれる。

外国人教員比率は、専任教員では4.0%と低い状況にある。ただし、語学教育においては、学生が自然の発音や流暢な会話を身につける必要があるため、客員教授や非常勤講師という身分で外国人教員を雇用している。このように外国人教員としての能力・経験等が求められる科目には、身分に固執することなく、外国人教員を配置しており、教員組織は適切に構成されているといえる。ちなみに、外国人教員（非常勤）の雇用は約80名である。

＜教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置＞

本学では、2022（令和4）年度の大学設置基準の改正を踏まえ、2025（令和7）年度から「基幹教員」制度を導入した。これにより、当該学部の教育課程における主要授業科目を明確にし、主要授業科目は基幹教員が担当している。

＜研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置＞

本学では、大学院設置基準や文部科学省が定める「大学院教員資格」を踏まえ、「拓殖大学大学院担当教員資格審査基準」を策定しており、これに基づき、各研究科委員会において資格審査を実施し、その議決に基づき、大学院長（学長）が資格の認定を決定している。

＜教員の授業担当負担への適切な配慮＞

本学では、専任教員の授業担当の負担を軽減（担当コマ数を削減）するため、前述の主要授業科目以外の科目の一部を非常勤講師等が担っている。2024（令和6）年度の実績では、約400名の非常勤講師等がそれぞれの分野において特色ある授業を展開した。

また、専任教員の授業補助を行うTA（ティーチング・アシスタント）制度を導入しており、TA（大学院生等）が学部学生等に対する助言や実験・実習等の教育補助業務を行っている。

さらに、2023（令和5）年5月10日付けで「拓殖大学特任教授規程」を制定し、特定の専門的知識、技能を必要とする分野において、学識及び経験を有する優れた人材を柔軟に雇用する制度を2024（令和6）年度から運用している。この制度は、専任教員の授業担当負担の軽減を目的とするものではないが、特任教授が大学院教育の一部を担うことにより、専任教員の負担軽減に繋がる一要因になっているといえる。

＜教養教育の運営体制＞

本学では、「教育課程編成にあたっての基本方針及び留意点」に基づき、これまで学部ごとに定めていた教養教育科目の見直しを図り、大学教学会議の決定のもと、全学部統一の「全学共通教養科目」に改めることとし、各学部におけるカリキュラム・ポリシーを改定するとともに、2025（令和7）年度におけるカリキュラムを改定し、運用を開始している。これにより、学部間の教員組織の連携が強化されている。

点検・評価項目③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手續の設定と規程の整備
評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

＜基準・手続の設定及び規程の整備＞

本学では、専任教員の任用・昇任及び再雇用、非常勤講師・客員教授等の任用など教員選考に関する審議は、「教員選考委員会規程」に基づき設置された「教員選考委員会」を中心に実施している。

専任教員の任用にあたっては、学校教育法及び大学設置基準等に規定されている資格要件等を踏まえ、「拓殖大学教員任用規程」を制定している。また、教員任用に係る具体的な展開を取りまとめた「拓殖大学教員任用の基本方針」や「専任教員任用手続き」を定めている。専任教員の昇任にあたっては、「拓殖大学教員昇任選考規程」を制定するとともに、昇任候補者の教育研究業績に関する申し合わせを定めている。定年退職後の専任教員の再雇用においては「教育職員の再雇用制度に関する内規」を制定している。

なお、職位（教授、准教授、助教等）ごとに求める知識・業績・経験が異なることから、

上記の各規定においては、職位ごとの基準を明確にしている。

また、講師（非常勤）や客員教授等の委嘱にあたっても、それぞれの職種ごとに「拓殖大学講師規程」「拓殖大学客員教授等規程」等を定めて運用している。

＜規程に沿った手続きの実施＞

教員の任用にあたっては、「拓殖大学教員・教員組織編制の方針」「拓殖大学教員任用の基本方針」に基づき、教育・研究能力、特に実践的指導能力を有するとともに、本学の教育理念に対する使命感を持ち、本学への帰属感、一体感を有する人材を広く確保する観点から「一般公募」を原則としている。公募にあたっては、優れた人材を確保するため、本学が求める分野・業績、人材像等を明確にした「教員公募情報」をホームページや国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が運営するJREC-IN Portal（研究人材のための能力開発およびキャリア支援ポータルサイト）を活用し広く公表するとともに、応募申請受付については、JREC-IN Portalを利用したWeb申請受付を実施している。

また、選考にあたっては、「任用候補者予備審査会」を設置し、書面審査により任用候補者の絞り込みを実施した後、当該学部の審査会において、面接試験、模擬授業等を実施し、科目担当能力を慎重かつ厳格に判断し、若干名の任用候補者を選出する。その後、選出された任用候補者に対して役員面接を実施し、人物評価を実施したうえで任用候補者1名を決定する。この候補者について、教員選考委員会、専任教授会及び常務理事会における協議を経て、理事会において最終決定を行っている。

専任教員の昇任審査にあたっては、所属長から学長へ昇任候補者の推薦が行われ、教員選考委員会において昇任候補者を審議・決定している。昇任候補者の審査については、教員選考委員会、専任教授会又は所属研究所運営会議、常務理事会における協議を経て、理事会で最終決定を行っている。

教育職員の再雇用の審査にあたっては、所属長から学長へ昇任候補者の推薦が行われ、この推薦に基づき、教員選考委員会、常務理事会における協議を経て、理事会で最終決定を行っている。

点検・評価項目④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1： ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
評価の視点2： 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学では、教育目標を達成するため、教職員が協働して、教育の質及び教育能力を向上させるとともに教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化を図るため「拓殖大学FD

実施方針」を策定している。また、その取組の支援する全学組織として「拓殖大学FD委員会規程」に基づき、「拓殖大学FD委員会」を設置している。学部・研究科においては、FD委員会の構成員等を中心に、それぞれの学部・研究科でのFD活動を組織的に推進する体制を整備しており、FD委員会と学部・研究科におけるFD推進体制は常に有機的に連携し、FD活動における質の向上を図っている。

なお、第3期認証評価結果において「近年「FD委員会」の役割が多岐にわたってきておりにも関わらず、それらの役割・権限について、同委員会規程への反映が遅れているため、規程を見直しも含め、今後の改善が望まれる。」との意見があつたため、2023（令和5）年1月10日付けで「拓殖大学FD委員会規程」を改正し、委員会の職務に「教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化に関する事項」等を加える等、役割・権限の明確化を図った。また、2023（令和5）年6月には、2018（平成30）年に決定した「拓殖大学FD実施方針」を廃止し、現状を考慮した新たな「拓殖大学FD実施方針」を策定している。

FD委員会では、前述のFD実施方針に基づき、ワークショップ・研修会等の実施、学習成果の可視化、授業内容・方法の改善、厳格な成績評価の実施等の取組を実施している。

ワークショップ・研修会等の実施においては、その効果として、教員の教育能力・資質の改善・向上、研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化が図られている。なお、近年における全学的に実施したワークショップのテーマは、「105分授業の振り返り」「生成AIの教育的活用」「拓殖大学における地域連携の現在と未来」と多岐にわたっている。

学習成果の可視化においては、「学修行動調査」「卒業・修了時実態調査」を実施し、その結果を可視化することにより、FD委員会や各学部・研究科において情報共有を図り、その後の教育課程や授業の改善につなげている。

授業内容・方法の改善においては、毎年度「授業改善のための学生アンケート」を実施し、その結果を専任教員の教育面における改善に活用している。具体的には、アンケート結果の満足度評価が2年連続して2.9以下（5段階評価）となつた教員に対して、授業の改善方策の提出及び所属長等との面談を義務付けている。

厳格な成績評価の実施においては、毎年度「成績評価分布」の検証し、個々の教員の担当科目において、成績評価結果が、不合格（F評価）の割合（未受験・出席不良を除く）が、2年連続して40%以上となっている場合には、次年度以降の授業の到達目標や授業方法の見直し等をはじめとして、学生の理解度の向上を図る方策を検討し、「成績評価に関する所見・改善方策」の提出を求めている。

さらに、専任教員の教育研究活動の状況については、教員の任用、昇任、再雇用等の審査にあたっての指標の一つとして活用している。

また、学校法人拓殖大学においては、「学校法人拓殖大学職員表彰規程」に基づき、学術研究等の分野において顕著な業績を挙げ、学会並びに学外団体等において表彰等を受けた者に対して「理事長表彰」「功績表彰」等の表彰制度を実施している。

これに加え、本学では2023（令和5）年度から「拓殖大学における優れた教育活動の顕彰（拓殖大学教育活動表彰）実施要領」に基づき、教育活動における学修指導、学生の理解を深める工夫、優れた取り組みにより対外的に高い評価を受けるなど顕著な教育成果を

挙げた教員を表彰し、本学における教育のさらなる改善及び向上に資する取組を実施している。

点検・評価項目⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1： 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2： 点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性についての検証は、「教育課程編成・実施の方針」を踏まえ、S T比（教員1人あたり学生数）、年齢構成、主要科目への基幹教員配置状況、大学設置基準の定める専任教員数の厳守等に配慮し、各部署において実施しており、特に、学部・研究科においては年度末、以上の観点での確認を実施し、任用要望書の作成にあたっての基礎資料としている。

また、「質保証方針等」に基づき、各部署では自己点検・評価シートを用いた点検・評価を実施し、内部質保証委員会では、各部署の自己点検・評価結果を踏まえて全学的な見知からの自己点検・評価を実施している。さらに、必要に応じて、自己点検・評価結果に基づき改善策を策定し、改善に向けた取組を実施することとしている。

2. 長所・特色

本学では、全学組織としてFD委員会を設置し、「拓殖大学FD実施方針」に基づき、教育の質及び教育能力を向上させるとともに、教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化を図るための取組を実施している。また、本学では2023（令和5）年度から「拓殖大学における優れた教育活動の顕彰（拓殖大学教育活動表彰）実施要領」に基づき、教員を表彰することにより、教員の意欲向上につなげ、本学における教育のさらなる向上に努めている。

3. 問題点

点検・評価項目②に記載したとおり、本学では「教員・教員組織編制の方針」に基づき、それぞれの学部・研究科の目的・教育目標に則して、教育研究分野や学生数等を基本として編制し、学部・研究科ごとに適切な教員数を配置している。

しかし、専任教員の構成における男女比、国際性（外国人教員の配置）は、現状で十分であると言い切れる状況ではないため、中長期的な課題として対応することが望まれる。

4. 全体のまとめ

本学では、教員組織の編制方針、求める教員像や教員選考手続等を明確にし、それに基づき、適切な対応を行っている。また、FD委員会を中心に、教育の質及び教育能力を向上させるとともに、教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化を図るための取組を積極的に実施している。

一方、専任教員の構成における男女比、国際性（外国人教員の配置）は、現状で十分であると言い切れる状況ではない。しかし、本学では終身雇用制を採用しており、即座に解決できる課題ではないため、中期的な任用計画の中で対応していくことが望まれる。

したがって、自己点検の結果として「第6章 教員・教員組織」においては、問題点として掲げた課題が即座に解決できる事項ではないことを考慮し、「概ね良好」と判断した。

第7章 学生支援

1. 現状説明

点検・評価項目① 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1： 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学における学生支援に関する大学としての方針は、建学の理念に基づいた国内外で活躍できる「拓殖人材」の育成に向けて、学生の満足度を高めつつ、外国人留学生を含めた学生全員にとって修学に専念し、有意義な学生生活となるよう正課及び正課外を問わず、健康、福利厚生、奨学金等への多面的かつ積極的支援及び各種キャリア支援プログラムの推進等を目的とする「拓殖大学 学生支援の方針」「拓殖大学 障がい学生支援に関する基本方針」を定めており、関連する方針として「拓殖大学 国際化推進方針（国際化ビジョン）」「セクシャル・ハラスメント防止ガイドライン」等を策定し、それらに基づき、多種多様な学生支援を実施している。また、これらの方針は、ホームページに掲載し、教職員及び学生等の構成員で共有するとともに、社会に公表している。

拓殖大学 学生支援の方針

拓殖大学の建学の理念に基づき、国内外で活躍できる人材（拓大的グローバル人材）を育成すること、また学生の満足度を高め、有意義な学生生活となるよう正課及び課外を問わず、外国人留学生を含めて学生支援を積極的に推進する。

学生が修学に専念し、健康、福利厚生、奨学金等、充実したキャンパスライフを送ることができるよう、学生生活を多面的かつ積極的に支援する。さらに、学生のキャリア形成を支援するため各種キャリア支援プログラムを推進する。

点検・評価項目② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1： 学生支援体制の適切な整備

評価の視点2： 学生の修学に関する適切な支援の実施

評価の視点3： 学生の生活に関する適切な支援の実施

評価の視点4： 学生の進路に関する適切な支援の実施

評価の視点5： 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6： その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

＜学生支援体制＞

本学では、全学的な学生支援体制として教職協働による三つのセンターを設置しており、そのセンターと学部・研究科及び事務組織とが連携・協力し、学生支援を推進する体制を構築している。

なお、三つのセンターの役割は次のとおりである。「学生支援センター」は、学生生活に関する諸問題に総合的に対応する。「国際交流留学生センター」は、外国人留学生の教育及び支援に関する総合的な戦略を立案し推進する。「就職キャリアセンター」は、学生のキャリア教育と就職支援活動を推進する。

また、運営については、「学生委員会」「就職キャリアセンター会議」「就職委員会」「インターンシップ実行委員会」等を設置し、各支援活動に係る取組をより適切に運用するだけでなく、教職協働による多面的な支援体制も構築している。特に、学生総合相談を担当する独自の専門職として「学生主事」を配置し、学生の人格形成及び学生生活の健全化のための総合的支援に努めている。

＜学生の修学に関する適切な支援＞

本学では、学生の能力に応じた補習教育、補充教育を実施している。例えば、文京キャンパスの学習支援室（学サポ）では、正規の授業とは別に、簿記会計の指導、日本語指導（日本語能力試験対応・日本語補習・レポートや論文の書き方指導）を実施している。これらの指導は、対面指導とともにTeamsを利用したオンライン指導も実施している。また、工学部では学生の基礎学力向上を補う支援の一環として、正規の授業とは別に学習支援センターで「基礎講座」「個別学習相談」を実施している。特に工学部で必要な数学と物理については、個々人に合わせて高校レベルから大学レベルへ橋渡しをするための指導に心がけており、担当の教員にはベテランの講師陣を配置している。

また、総合型選抜及び学校推薦型選抜の合格者に対して、「入学準備教育プログラム」として、本学入学前に高校の基礎学力水準程度の課題（英語・数学・国語等）を課し、入学後の大学での学びへの円滑な移行と、これらの科目の基礎学力の維持・向上を図っている。

正課外教育（課外活動等）の推進については、本学におけるカリキュラム以外の自由な学習活動のことを課外活動と称し、部・サークル活動、ボランティア活動、オレンジプロジェクト、海外派遣等の課外活動を通しての教育やその支援にも力を入れている。その課外活動を総括する全学的組織として「麗澤会（りたくかい）」を設置している。麗澤会は、学長が会長となり、教職員・学生が三位一体となって、本学の発展に向けた活動を実施している。学生の参加率は、2024（令和6）年7月1日時点で、全学生数のうち48.2%（1年生においては68.8%）となっている。また、本学では、2022（令和4）年度から105分授業を導入し、授業期間を短縮することにより、休業期間における海外研修やインターンシップ等の課外教育・課外活動の機会の時間を確保している。海外研修やインターンシップの実績を単位認定科目とし、このような活動を推奨している。

自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援については、一部

の授業科目においてメディアを利用して授業を行うことを認めているが、学生からの質問・相談等においては、Blackboard の掲示板機能や Teams のチャット機能、電子メール配信機能等の方法を用いて、対面授業と同等の質を確保している。また、本学の「教員情報」には、個々の教員の連絡先（メールアドレス）を掲載しており、学生から相談しやすい環境を整備している。さらに、インターネットを通じ自身の習熟度に合わせた予習・復習が可能な学習支援システム（学生用 Web メール、Blackboard (Bb)、Microsoft Teams、Webex 等）を全学導入し、自主学習を促進している。

オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮については、本学では、毎年度「オンデマンド型授業実施要件」「同時双方向型授業実施要件」を定め、これらを学生に周知することにより、授業の円滑な実施に努めている。また、「オンデマンド型授業」で使用するツールを原則 Blackboard とし、この Blackboard 上で、資料掲出、質問への回答、課題提出、添削指導等を行っており、ツールを統一することにより学生の利便性に配慮している。さらに、健全な通信環境を確保のため掲出資料のデータサイズをより軽量化することに留意し、授業資料は、学生が復習や反復した学修に必要なため、授業後 1 ヶ月間は掲出することを教員に義務付けている。

教員には、オンデマンド型授業においても学生に対してより良いコンテンツ（対面同等の授業内容・教材等）を提供することが求められる。このため、2021（令和3）年度より、授業実施に際して「オンデマンド型授業」用として、教室での授業風景と PC 投影画像等を組み合わせて一つの動画として収録できるシステムを導入し、運用している。

＜留学生や障がいのある学生等に対する修学支援＞

留学生等の多様な学生に対する修学支援については、本学では、国際交流事業並びに外国人留学生の教育及び支援に関する総合的な戦略を立案推進することを目的とする「国際交流留学生センター」を設置している。また、「教育ルネサンス 2030【基本戦略2】」「拓殖大学国際化推進方針（国際化ビジョン）」「国際交流留学生センター基本方針」を策定し、これらの方針に基づく取組を実施している。

なお、具体的な取組としては、前述の学習支援室（学サボ）による日本語指導（日本語能力試験対応・日本語補習・レポートや論文の書き方指導）、また、国際交流留学生センターにおいては、外国人留学生に対する日本語教育や文化理解のための支援、奨学金や学生寮、在留資格に関する生活支援等、多種多様な活動をきめ細やかに実施している。

障がいのある学生に対する修学支援については、「拓殖大学 障がい学生支援に関する基本方針」を 2024（令和6）年 1 月に策定し推進している。本学では、文京キャンパス、八王子国際キャンパスの学生支援室に障がいのある学生の窓口を設置するとともに、専門の障がい学生支援員を配置し、障がいのある学生が学生生活や修学に関して相談（授業等における合理的配慮の相談を含む）ができる体制を構築し活動している。また、障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるようバリアフリー化等の修学環境の整備や学生・教職員に対する障がいへの理解促進・意識啓発にも努めている。

なお、支援例としては、身体障がいのある学生に対するスロープ設置・トイレ増設、発

達障がいのある学生に対するスケジュール管理・履修支援・課題等の整理伝達・録音や板書の写真撮影、精神障がいのある学生に対する授業の遅刻・入退室の配慮・欠席時の資料提供・課題の再提出・グループワークの配慮、内部障がいのある学生に対する途中入退室・座席の配慮・提出課題の期限延長・不調時の休養安静の保持、等が挙げられる。

＜成績不振の学生、留年者及び休学者等への対応＞

本学においては、G P A (Grade Point Average) の基準を用いて、学期毎のG P Aがその終了時に1.0未満の学生を対象に「成績不振学生の面談等」を行い、生活習慣を改善し学修意欲を高めることにより、学修活動の改善を支援している。また、これとは別に学生支援室において、出席不良、原級等となった学生への個別面談も行っている。

留年者等への対応については、留年者・休学者・退学者の人数を把握し、関連部署において情報共有を図っている。留年者には「前期・後期原級者面接」を実施し、成績不良者に対しては、「学修支援室」の活用を進めている。さらに学業不振による退学を抑止するため「退学者等問題検討委員会」を設置し、保護者を交えた情報提供を目的とした「学生生活懇談会」や「学業不振プログラム」の実施等さまざまな施策を講じている。

＜奨学金その他の経済的支援の整備＞

本学では、経済援助の一環として本学独自の奨学金制度を設けて学生が勉学に専念できる環境を提供している。また、学外の奨学金制度について情報収集を行い、学生への積極的な提供に努めている。

本学独自の奨学金制度（給付型）としては、学部学生を対象とする「学習奨励金・学友会学習奨励金」「学部奨学生」、大学院生を対象とする「大学院奨学生」、外国人留学生を対象とする「外国人留学生奨学生」の制度を設けている。

学外の奨学金制度としては、「日本学生支援機構奨学金（給付型・貸与型）」「地方公共団体奨学金（貸与型）」「民間育英団体奨学金（貸与型）」等があり、積極的な情報提供や申請の支援に努めている。

＜授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供＞

授業その他の費用等については、大学学則、大学院学則において定めており、入学案内、大学院案内、学生生活の手びき、学報（TACT）及びホームページに掲載し、学生をはじめ広く社会に公表している。また、上述の奨学金に関する情報についても同様の方法で周知している。さらに、学生に対しては、新入生オリエンテーション時に、学費及び奨学金に関する詳細な説明を行うとともに、各キャンパスの学生支援室、学生生活課等において年間を通して相談を受ける体制を整えている。

学費については、さらに「学費等の納付に関する内規」「休学に係わる学費等免除の特例に関する内規」を定め、学費の分納制度（前期・後期分納、特別な理由がある場合には4分割分納）、休学者に対する在籍料徴収制度を実施している。

＜学生の生活に関する適切な支援体制＞

本学では、学生生活に関する諸問題に総合的に対応することを目的とした「学生支援センター」を設置しており、また、両キャンパスに、学生の相談に応じて具体的な支援を実施する「学生支援室」を置いている。さらに、学生支援センター長を補佐し、学生の人格形成及び学生生活の健全化を図るために総合的な教育指導に従事する「学生主事及び学生主事補」を配置している。

＜ハラスメント防止対策＞

ハラスメント防止については、「拓殖大学ハラスメント防止等に関する規程」に基づき、すべての学生・職員等が、ハラスメントについて共通の認識を持ち、互いに個人の尊厳を尊重しつつ快適な大学環境作りに努めることができるよう、ハラスメントの防止及びその対応について実施している。具体的な活動としては、「ハラスメントに関するリーフレット」等の作成・配布、ホームページへの掲載、課外活動団体部長・主将に対する通知等により、継続してハラスメントの防止について周知・啓発活動を行っている。また、ハラスメントに関する相談窓口・相談員を本学構成員等に周知し、問題解決への援助を行う体制を構築している。さらに、必要に応じて相談員会議を開催し、情報共有を図るなど適切な対応を講じている。

また、学生実態調査において「セクシュアル・ハラスメント」に関する質問項目を設け実態把握に努めている。

＜学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮＞

本学では、両キャンパスに前述の「学生主事及び学生主事補」を配置し隨時面談を実施しているほか、学生支援室では障がい学生支援員による面談を、医務室では看護師による相談を行っている。さらに、専門医による「心の健康相談日」「女子学生のための相談日」「法律相談日」等対象者を絞った相談日を設けている。また、「欠席届制度」や入学時の「健康調査表（U P I）」を活用して不調者予備群には学生支援室への来室を促している。

また、病気になる前の予防が重要であることは言うまでもない。本学では、学生総合相談通信「こころ+ハーモニー」を毎月発行し、学生に対して心とからだの健康づくりに関する情報提供を行い、健康意識の向上に努めている。

さらに、外国人留学生に対しては、日本で生活をする間にケガで困った時に使うことができるサービス（インバウンドメディカルアシスタントサービス）等、学生にとって有益な情報を提供している。

＜人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）＞

本学では「拓殖人材」の育成に努めており、「専門性」「国際性」「人間性」の三つの素養をバランス良く養うことが重要である。「人間性」の観点では、自らが主体的に行動できると同時に、他者と協働して物事に携わることができる様々な場面を学生に提供することが大切であると考え、授業だけでなく課外活動等の場も重要な教育の場と捉えている。

そのため、麗澤会（後述）を中心に、部・サークル活動、ボランティア活動、地域貢献

といった課外活動を積極的に支援している。また、「いちばん身近な国際交流」を目的に世界中からの留学生が集まる本学だからこそできる外国人留学生と日本人学生とのお互いの文化の学び合い・言語交換、交流イベントなどを行う「CAMPUS FRIENDS」を実施している。さらに、本学では三つの大学祭（紅陵祭、国際フェスティバル、語劇祭）を実施し、多くの学生の参加を得ている。加えて、教職員・学生が一丸となって取り組む拓殖大学改革プロジェクト（オレンジプロジェクト）や、学生寮における集団生活についても学生の交流機会として捉えている。

＜学生の進路に関する適切な支援の実施＞

本学では、キャリア支援を行う体制を適切に整備し、キャリア教育、進路選択に関する支援・ガイダンス等を実施している。その結果として、本学における就職状況は、下記の表のとおり高い状況である。

年 度	就職希望者に対する就職率	卒業者に対する就職率	卒業者から進学者を除いた就職率
2024(令和6)年度	98.1%	82.4%	85.6%
2023(令和5)年度	97.8%	83.1%	87.2%

〔備考〕各年度の数値は、翌年度の4月30日現在のものである。

＜キャリア教育の実施＞

本学では、第4章（教育課程・学習成果）で記載したとおり、「教育課程編成にあたっての基本方針及び留意点」に基づき、2025（令和7）年度からのカリキュラムを改定し、「教養教育科目」を「全学共通教養科目」に改めた。この「全学共通教養科目」において、D系列として「キャリア形成を行う」科目群を設定し運用を開始した。例えば、D系列の授業科目「職業と人生」では、変化が激しい現実社会の動きを理解した上で、大学卒業後に「どのような人生を歩みたいか」を考え、職業観や働き方を踏まえたキャリアデザインができるようになるための授業内容となっている。

また、学部によって異なる取組となるが、「キャリアデザイン」に関する科目については、「職業能力基礎（SPI）言語／非言語」「インターンシップ」「職業指導」「国際特別講座（公務員合格に向けた基本講座、キャリアセミナー等）」等を設けており、学生の将来設計の一助となる授業の実施に努めている。

＜学生のキャリア支援を行うための体制整備＞

キャリア支援体制については、前述の「拓殖大学 学生支援の方針」に基づき、本学の学生の就職活動及びキャリア形成に関する指導・支援について総合的な計画を立案し推進することを目的として「就職キャリアセンター」を設置している。このセンターと連携する組織として、「各学部就職委員会」「インターンシップ実行委員会」「社会人基礎力育成会議」等を設置し、初年次からのキャリア教育を推進するための体制を構築している。特に各学部就職委員会を中心に学部ごとのキャリア支援体制の整備を推進し、特長あるプログラムの実施に向け力を注いでいる。このように、組織的に進路支援を進め、学生個々人に対して教職員が情報を共有し相互連携することによって進路支援活動を結実している。

また、就職キャリアセンターの就職部就職課及び八王子就職課には、就職アドバイザー資格を有した職員や企業の人事・採用経験者等を含めた就職担当スタッフ（事務局職員）を配置し、実践的で効果的な活動を実施している。

さらに、地方自治体と学生就職支援に関する協定・覚書等を積極的に締結し、全国各地で開催される情報交換会で当地の企業との関係構築を図る等、U I ターン就職に関心がある学生を支援する体制を敷くほか、全国私立大学就職指導研究会、大学就職指導研究会に参画し役職者として会の運営に寄与する等、地方自治体や他大学との連携協力体制を構築している。

＜進路選択に関わる支援・ガイダンスの実施＞

本学においては、卒業後の進路として民間企業・公務員等への就職希望者が多いため、1年次から4年次の学生まで、幅広く実践的な「就職支援プログラム」を提供している。1～2年生向けには、社会を知り進路意識に供するプログラムとして「公務員希望者のための説明会」「キャリアガイダンス」「アントレプレナーシップ講座」等を、3～4年生向けには、就職活動がスタートしてからのサポートプログラムとして「インターンシップ」「就活セミナー」「合同企業説明会」「公務員セミナー」「地方創生U・I・Jターン就職セミナー」「模擬面接」「グループディスカッション実践トレーニング」等を実施している。また、資格取得や試験合格を支援することを目的とした「資格取得・キャリア支援講座」を多数実施している。さらに、相談員を配置し、学生一人一人の進路に関する相談に対して丁寧に応じるとともに、企業からの求人情報や就職ガイダンス等の就職支援プログラム情報を「拓大就職Web」に掲載し、積極的な情報提供に努めている。大学院生に对しても、同様に「学内合同企業説明会」「求人フェア」等を実施し、就職の支援を行っている。

本学では、学部生の約10%（約1,000人）が外国人留学生であることから、外国人留学生を対象とした就職支援プログラムとして、日本で就職をするために必要な情報を伝える「外国人留学生対象就職ガイダンス」や、日本企業の研究方法や就職に必要なマナーを学ぶ「留学生キャリアアカデミー」を実施している。また、外国人留学生を積極的に採用したい優良企業による「企業合同就職説明会」を開催する等、外国人留学生に対する就職支援においても強化・充実を図っている。

＜博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会＞

本学は、大学院の優秀な学生に教育補助業務を行わせ、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会を広く提供することを目的として「ティーチング・アシスタント（TA）制度」を設けている。また、大学院生に対しては、指導教員から直接周知し、制度の趣旨等を十分に理解し、積極的にTA活用を実施するよう要請している。

＜正課外活動（部活動等）を充実させるための支援＞

本学の「麗澤会」には、総務局・文化局・体育局・事務局の4局が設置され、各部会はこの4局のいずれかに所属している。各局には局を代表して局務を処理する局長が置かれ、

さらに各部会には、専任教職員による部長を置き、その部長が各部会の活動における実際の指導・助言を行っている。各部会に対しては、会員（教職員を含む）より納められた麗澤会費から、活動実績・活動計画等を考慮して、年度初めに予算が配賦され、年度末には監査部により各部会の決算を監査し、予算の使用・活動の適正化に努めている。

また、課外活動施設として、麗澤会所属団体の部会室、多目的スタジオ、更衣室・シャワー室、印刷室等を有する施設を整備し、課外活動を支援している。

＜学生の要望に対応した学生支援＞

本学では、学生主事や相談員による学生面談が実施されており、その中で意見・要望を聴取し、必要に応じて支援策を講じている。また、学生に対する各種アンケート調査の際に自由記述欄を設け、意見・要望の把握に努めている。

点検・評価項目③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1： 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2： 点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援に関する点検・評価については、「質保証方針等」に基づき、各部署において自己点検・評価シートを用いた点検・評価を実施し、内部質保証委員会では、各部署の自己点検・評価結果を踏まえて全学的な見知からの自己点検・評価を実施している。

特に、修学・生活支援に関しては、学生支援センターにおいて自己点検・評価シートを用いた点検・評価とは別に、学生の単位取得状況、休学者・退学者の状況、学生意識動向（新入生実態調査、卒業・修了時実態調査等の結果）等を整理・分析し「学生支援センター白書」として取りまとめている。また、進路支援に関しては、就職キャリアセンターにおいて、卒業生進路状況（求人状況・卒業生就職状況、学部別「就職先業界別ランキング」等）を分析するとともに、支援プログラムにおける参加者からの意見等を参考にしている。

また、点検・評価結果に基づく改善実績としては、「拓殖大学学習奨励金規程」を改正し、2025（令和7）年度から一人あたりの奨学金を20万円から40万円に改定した。また、2025（令和7）年度に「海外キャリア教育プログラム」「海外インターンシップ」を新たに開始した。

2. 長所・特色

第3期認証評価結果において、次のとおり長所として提言されており、これらの取組について充実・強化を図りながら継続して実施している。

1) 学生総合相談を担当する「学生主事」制度及び学生の課外活動を支援する「麗澤会」組織が有効に機能している。「学生主事」は、多様化する学生支援をワンストップで

対応する窓口の役目を果たし、また、1世紀以上の歴史を持つ「麗澤会」は、学生の課外活動全般を支援することにより、学生の「人間性」の向上、「社会性」の意識の醸成を担っており、評価できる。

2) 「国際化推進方針」のもと「国際交流留学生センター」を中心に、明確な数値目標を持ち国際交流事業として多くの学生を海外へ派遣している。外国人留学生へは教育支援事業を強力に推進し、国際部には実務経験者による多言語での対応を可能とする窓口を設置するなど、外国人留学生にも手厚い学習支援、生活支援、就職支援等を行っていることは、評価できる。

また、新たな課題への対応として、「拓殖大学 障がい学生支援に関する基本方針」を策定し、障がいがある学生への支援方針を明確にするとともに、体制の強化を図った。

3. 問題点

「拓殖大学 障がい学生支援に関する基本方針」に基づき、両キャンパスの学生支援室に障がいのある学生をサポートするための支援員を配置する等、支援体制の強化を図るとともに、障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるようバリアフリー化等の修学環境の整備にも努めている。しかし、すべての障がいに対して即座に対応することは難しい状況にあることから、不断なき整備を推進することが不可欠である。また、今後、大学全体での組織的支援体制の更なる強化、教職員の合理的配慮に対するより一層の理解促進・情報共有を図ることが求められる。

4. 全体のまとめ

本学では、建学の理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援等を積極的に実施している。また、改正障害者差別解消法等の趣旨を踏まえ、2024（令和6）年1月には「拓殖大学 障がい学生支援に関する基本方針」を策定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいのある学生への支援、学生・教職員に対する障がいへの理解促進・意識啓発を行っている。さらに、第3期認証評価結果において長所として取り上げられた「学生主事制度」「麗澤会組織」及び「外国人留学生に対する支援事業」についても、継続して充実・強化を図っている。これらの学生支援を積極的に実施した結果として、2024（令和6）年度卒業・修了時実態調査における「大学・大学院生活の満足度」の平均点は100点満点中、学部生83.6点、大学院生90.7点と高い評価となっている。

したがって、自己点検の結果として「第7章 学生支援」においては「概ね良好」と判断した。

第8章 教育研究等環境

1. 現状説明

点検・評価項目① 学生の学修や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1： 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、教育・研究等環境整備の根幹となる方針として「拓殖大学 教育・研究等環境整備の方針」を定めるとともに、「教育ルネサンス 2030」において中長期での施設・設備に関する整備方針を定め、文京キャンパスにおいては再開発後 10 年を迎える施設・設備改修計画、八王子国際キャンパスにおいては開校以来 40 年以上経過した八王子国際キャンパスの施設・設備改修計画を策定・実行している。また、教育研究を推進する上で必要な方針として「拓殖大学における公的研究費の不正防止対策に関する基本方針」(2021(令和 3)年 11 月策定) や「生成 AI (Chat GPT 等)への対応方針」(2023(令和 5)年 5 月策定)を定めている。これらの方針は、グループウェア(desknet's)で学内共有するとともに、ホームページで公表している。

拓殖大学 教育・研究等環境整備の方針

本学の教育目標の実現に向けて、学生の学修の質向上を促進すること、教育・研究活動及び社会貢献の充実を図ること、さらに学生生活、課外活動を支援することを目的に、次のとおり「教育・研究等環境整備の方針」を定め、推進する。

- ①教育・研究活動・社会貢献の進展に伴う環境整備の充実
- ②学生の大学生活満足度（学生本位の視点）を踏まえた環境整備の充実
- ③地球温暖化対策に十分配慮した環境整備の充実

点検・評価項目② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1： 施設、設備等の整備及び管理

評価の視点 2： 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学では、大学設置基準及び大学院設置基準において定められているとおり、教育にふさわしい環境をもった校地を有し、学生に対する教育又は厚生補導を行う運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設等を設けている。また、教育研究に支障をきたさない規模の教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有している。

なお、2025（令和7）年度に政経学部社会安全学科を新設し、学生受入を開始することから、新学科の教育研究環境を確保するため、2024（令和6）年度には、八王子国際キャンパスE館の整備工事を実施する等、新たなニーズにも適切に対応している。

＜ネットワーク環境・ICT機器等の整備、情報セキュリティの確保＞

本学では、情報ネットワークシステムによる教育、研究及び事務処理の円滑な運用を図るため、全学支援組織として「総合情報センター」を設置している。センターでは、情報ネットワークシステムの教育研究への利用に関するサービスの提供や、情報ネットワークシステムの適正な管理・運用を行っている。

本学の情報ネットワークシステムは、学内基幹LAN、教研LAN、工学部LAN、事務用LANから構成されており、学内各所にアクセスポイントを設置することで、無線LAN（Wi-Fi）による接続を可能としている。近年の情報化社会の進展により、学生がパソコンやスマートフォンを積極的に活用するようになってきた状況を踏まえ、本学では無線LAN（Wi-Fi）の利用エリアの拡大及び通信環境の強化に継続的に取り組んでいる。また、キャンパス間や外部との接続については、国立情報学研究所（NII）が構築・運用する学術情報ネットワーク（SINET）を積極的に活用し、データの送受信の高速化、コストや時間の節約を図り、教育研究活動の効率化に努めている。

教室のICT化については、学生及び教員の機器操作向上と相互操作性を確保するため、両キャンパスにおけるPC/CALL（Computer Assisted Language Learning）教室のPC及びAV機器の機種統一、機器配置の標準化を行い、同一操作で利用できるように整備している。

また、教育用PCの整備状況については、PC/CALL教室、PC自習室、CALL自習室、図書館、院生研究室、学生ホールに設置されたPCのほか、学生貸出用ノートPC等を含め、両キャンパスで2,000台近くのPCを有しており、授業や自主学習に利用可能な環境を整備している。あわせて、大学が保有するすべてのPCに、情報セキュリティ対策の強化を目的とし、従来のウイルス対策ソフトでは検知が困難な攻撃にも対応可能なセキュリティ対策ソフトを導入している。

さらに、これまで外国語教育で利用してきたCALL教室の設備・備品の更新時期を迎えることから、「ICT活用教育検討推進委員会」において、大学教育に必要とされるIT環境の在り方を検討し、2025（令和7）年5月13日に「CALL教室整備計画の方向性」を取りまとめ、それを実施することとした。このように時代に即した環境整備を実施している。

＜施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保＞

校地・校舎等の維持管理については、両キャンパスとともに事務局の統括のもとで、設備管理、清掃及び警備等の業務を外部業者に委託している。日常的な業務は、担当職員と委託業者が各設備の運転状況を監視しながら、授業の運営に支障をきたさないよう万全な体制を整えている。

本学では、防災対策については、文京キャンパスでは、緊急車輛の通行ルートの確保、

消防水利の設置等、キャンパス内施設の防災活動が容易にできる配慮をしている。八王子国際キャンパスでは、キャンパス全体の防災及び災害時の円滑な誘導及び指示を行うため非常放送設備の設置・更新を行っている。地震の対策については、両キャンパスにおいて緊急地震速報システム、非常用発電機を導入し、省エネルギーの対策については、太陽光発電による自然エネルギーの採用や屋上緑化、照明器具のLED化、人感センサー・照度センサー等を導入している。

＜バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備＞

本学では、文京キャンパスのアメニティーの整備としてキャンパス内の学生動線（歩行者動線）は、学生の交流の場となる「センターモール」を主要動線とした学生の生活動線から、「ガレリア：屋根付き渡り廊下」により各建物を結び、わかりやすさ、利便性を確保している。バリアフリーへの対応としては、多目的トイレにオストメイトの設置、エレベーター、スロープ、点字ブロック及び点字案内板の設置等、建物を利用する全ての人が使いやすいようにユニバーサルデザイン化を図っている。八王子国際キャンパスにおけるバリアフリー化については、キャンパス内の段差解消・車椅子用スロープの設置、外灯の整備等を推進している。

なお、バリアフリー化については、「拓殖大学 障がい学生支援に関する基本方針」「教育ルネサンス 2030」に基づく整備に努めている。

＜学生の自主的な学習を促進するための環境整備＞

本学では、学生の自主的な学習を促進するには、静かで集中できる場所、必要な教材・ツールの提供が重要と考えており、図書館、情報ネットワークシステム及び情報機器等を整備・充実させ、学生の自主的な学習への取組を支援している。図書館においては、アクティブラーニングエリア、グループ学習室、個人ブース等を設けるとともに、図書・資料、電子ジャーナル等の積極的な整備・提供に努めている。また、本学では、自習等で利用できるPC施設（学生ホール、PC自習室、CALL自習室等）を設置し、PCの整備・高度化に努めるとともに、インターネットを通じて自身の習熟度に合わせた予習・復習が可能な学習支援システム（Blackboard）や、教員・学生間のコミュニケーションを円滑にするツール（学生用Webメール、Microsoft Teams）を全学に導入し、自主学習の促進を図っている。さらに、時間や場所に制約されることなく必要な情報に容易にアクセスできるようにするため、学内ネットワークの高速化や無線LAN（Wi-Fi）の利用エリアの拡大・増強に努めている。

＜教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み＞

本学では、「拓殖大学情報セキュリティ基本規程」を制定し、その規程を「情報セキュリティポリシー」と位置付け運用している。また、「拓殖大学情報セキュリティ対策に関する規程」「拓殖大学情報セキュリティ委員会規程」「拓殖大学情報セキュリティインデント対応チーム要領」等を定め、情報セキュリティ対策について組織的な対応を行っている。

教職員及び学生に対する情報倫理については、「拓殖大学情報倫理ガイドライン」を策定し、倫理上問題となる行為を未然に防止するために遵守すべき事項を定め周知し、啓発活動に努めている。

具体的な取組として、学生に対しては、新入生を対象にガイダンスにおいて情報モラル・情報セキュリティに関する基礎知識の周知。情報倫理テキスト「事例でわかる情報モラル&セキュリティ」(冊子版)を配付・教材として活用。同テキスト(電子版)をblackboardに掲載し、確認問題で理解度をチェックする等、自習用コンテンツとして活用。全学共通教養科目のE系列(データ活用能力を養う)の科目として、「情報リテラシー」「A I・データサイエンス基礎」「I T パスポート」の科目の設定。等の取り組みを実施している。

教職員に対しては、情報倫理テキスト「事例でわかる情報モラル&セキュリティ」による啓発活動。急増する標的型攻撃メールへの対応として、実践的な標的型攻撃メール対応訓練の実施。等の取り組みを実施している。

また、総合情報センターにおいて、情報倫理に違反する行為の禁止事項を「やってはいけない12か条」「オンラインツール(Microsoft Teams・Zoom等)の利用における禁止事項」をわかりやすく整理し、日本語、英語、中国語の三つの言語により、ホームページや「学生生活の手びき」に掲載し、学生・教職員等に周知している。

点検・評価項目③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

評価の視点2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学では、文京キャンパスと八王子国際キャンパスそれぞれに図書館を設置し、教育研究に必要な学術情報資料を収集・所蔵・提供するとともに、学生・教職員のニーズに応じ、レファレンスサービス等の図書館サービスを実施している。

＜図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備＞

本学では、図書館の組織及び運営に必要な事項を定める「拓殖大学図書館規程」を制定しており、この規程に基づき設置された「図書館委員会」において、図書館の運営に関する重要事項の審議、資料の選択に係る具体的な作業を実施している。

また、「拓殖大学図書館資料管理規程」「拓殖大学図書館資料選択基準」「拓殖大学図書館貴重資料・準貴重資料指定基準」を定め、教育・研究内容に即した蔵書構成となるよう図書等を整備している。学生用学習図書については、教員(非常勤を含む)による購入申請制度と学生自身による直接申請制度により整備充実を図っている。さらに、全体的な蔵書バランスを取ることや改版状況調査等の補完的な作業は図書館職員が行っている。雑

誌や電子ジャーナル等についても、図書と同様にカリキュラム及び研究分野に即した所蔵構成としている。資料の選別にあたっては、図書館委員を中心に教員からの要望を取りまとめ、隔年で購読の見直しを行い、利用の実態に即した提供に努めている。しかし、近年の為替の急激な変動により電子ジャーナル、データベース、洋書等の価格が高騰しており、購入資金の継続的な確保が必要である。また、本学の状況に適した契約方法への見直し等、継続的な対策が求められている。

なお、図書館の図書蔵書等は次のとおりである。

区分	図書	学術雑誌	電子ジャーナル	電子ブック
2022(令和4)年度	699,637 冊 (181,943 冊)	6,836 タイトル (2,632 タイトル)	26,159 タイトル (25,923 タイトル)	1,099 冊 (935 冊)
2023(令和5)年度	710,128 冊 (183,234 冊)	6,876 タイトル (2,640 タイトル)	28,635 タイトル (28,398 タイトル)	1,298 冊 (973 冊)

〔備考〕 数値は、学事記録より抜粋

※()内は洋書・洋雑誌・外国誌<内数>

＜2023(令和5)年度の図書館別の図書蔵書等＞

区分	図書	学術雑誌	電子ジャーナル	電子ブック
文京図書館	212,588 冊 (40,686 冊)	1,427 タイトル (295 タイトル)	19,216 タイトル (19,130 タイトル)	1,298 冊 (973 冊)
八王子図書館	497,540 冊 (142,548 冊)	5,449 タイトル (2,345 タイトル)	9,419 タイトル (9,268 タイトル)	

※()内は洋書・洋雑誌・外国誌<内数>

また、受入された図書資料の所蔵状況は、拓殖大学図書館の「オンライン蔵書目録(OPAC)」にて公開し、学内外を問わず、誰でもいつでもどこからでも検索することができるよう整備しており、2024(令和6)年度からは、本学の歴史的価値を学内外に広く知らしめ有効活用を図ることを目的として、八王子図書館に所蔵する本学の高名な教授等6名の個人文庫(約12,000点)をオンライン蔵書目録(OPAC)への登録に着手している。加えて国立情報学研究所が管理・運営する「NII学術情報ナビゲータ(CiNii)」においても所蔵状況が検索可能となっている。

＜国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備＞

本学においては、学術情報資料の情報入手環境の整備にあたり、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツの活用、前述の「NII学術情報ナビゲータ(CiNii)」との連携等を行っている。

また、国立国会図書館で収集・保存しているデジタル資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料については、国立国会図書館が提供する「図書館向けデジタル化資料送信サービス」を活用し、閲覧を可能としている。

さらに、利用者の求めに応じて、本学に所蔵していない図書・資料等については、ILL(Inter-Library Loan: 図書館間相互貸借)の仕組みを活用し、所蔵している図書館より文献複写や資料現物の貸借を受け、対応している。

＜学術情報へのアクセスに関する対応＞

学術情報へのアクセスについては、図書館で提供する電子ジャーナルやデータベースなどの様々なリソースを一括で検索できるディスカバリーサービス「Takushoku Search」を導入し、1回の検索で広範囲の情報への素早いアクセスを可能としている。

また、電子リソースについて「いつでも、どこからでも」アクセスできる環境の構築を目標としており、利用者の利便性を高める取組として、学生や教職員が図書館ポータルシステム（マイライブラリ）を経由して、学外からでも一部電子資料の利用を可能としている。さらに2025（令和7）年5月にはデータベース学外アクセスサービス（EZproxy）を新たに導入し、学外からアクセスできる電子リソースが大幅に拡大した。

＜学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備＞

本学の図書館の開館時間は、文京図書館は平日9時から22時、土曜9時から18時までとし、八王子図書館は平日9時から20時、土曜9時から17時までとしている。

座席数は、2025（令和7）年4月現在では、文京図書館631席、八王子図書館516席であり、学生・教職員に対して十分な座席数を確保している。

また、図書館の入館証はICカードタイプの学生証・教職員証等を利用している。両キャンパスの図書館入館ゲート及び自動貸出機に対応しており、迅速かつスムーズに利用できる環境に整えている。

両図書館の施設については、グループでの協同学修に適したアクティブラーニングエリアや個室型のグループ学習室を設置し、グループ発表の打ち合わせやプレゼンテーションの事前準備等、コミュニケーションの場としても効果を発揮している。また、個人単位で利用できる閲覧席のほか、落ち着いた環境で学修するための静謐エリアを配置しており、利用者のあらゆるニーズに対応した自発的な学修を促す工夫を施している。

設備については、館内常設PCを配置するとともに、館内貸出用ノートPCを準備している。また、利用者用のプリンターを設置し、利用者の便宜を図っている。

また図書館が提供するサービスとして、図書館で所蔵している多様な学術資料の活用を促すことも兼ねて、初年次教育支援と授業支援の2段階方式によるリテラシー教育を実施している。加えて、図書館のコンテンツの有効活用及び普及を目的とし、目的や専門分野別に外部講師による「図書館主催ガイダンス」（対面またはオンライン）を開催している。またコロナ禍を機に、ホームページ及び学生ポータルサイト「Takudai Portal」に「ガイダンス動画」の掲載を開始し、オンデマンドでガイダンスを受けられる仕組みを取り入れた。さらに、「拓殖大学図書館利用案内」を作成・配付し、図書館の利用の仕方、資料の探し方、データベース・電子ジャーナルの状況、ガイダンス等について周知に努めている。

＜図書館における人員配置＞

本学では図書館長を補佐するため、それぞれの図書館には当該図書館の業務を統括する課長を配置しているほか、司書資格を持ち知識・経験豊富な専任職員を配置している。図書館の業務には、利用者対応を行うサービス部門と図書資料の受入を行うバックヤード部門があるが、それらは外部委託による図書館業務に精通したスタッフにより行われており、

職員はその業務管理を遂行する形で運営されている。今後、司書資格を持ち知識・経験豊富な専任職員を如何に確保するかが課題となっている。

点検・評価項目④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1： 研究活動を促進させるための条件の整備

大学の使命が教育、研究、そして社会貢献であることを踏まえ、本学では、第3章（教育研究組織）で述べたとおり、附置研究所を設置し、組織的な研究活動を実施している。また、専任教員の研究活動の成果は、直接的あるいは間接的に本学の教育水準を高めるものであり、本学への社会的評価を担う重要な柱の一つであることから、教員の研究活動を支援する制度や環境を適切に整備することが重要であると考えている。

<研究費の適切な支給、外部資金獲得のための支援>

本学では、教員の研究活動を推進するために、複数の研究費制度を設けて運用し、これにより創出された多彩な研究成果を教育活動にも反映してきた。しかし、時代の要請に応えるべく「拓殖人材」育成の更なる充実を図るため、「教育ルネサンス 2030」において研究費の効果的活用の検討を掲げ、かつ、教員から学内研究費の柔軟な運用と関連業務の軽減を望む声が寄せられた。これらを踏まえ、全学的に研究費の在り方を検討し、新たに「拓殖大学個人研究費規程」「拓殖大学工学部個人研究費規程」を制定し、2025（令和7）年度から運用を開始した。また同時に「拓殖大学研究所研究助成等要領」を改正し、附置研究所において行う研究助成及び海外学会等発表旅費助成に関しても充実を図った。

また、研究活動の実施においては、学内経費に依存するだけでなく、外部資金を獲得し研究を推進することが重要である。そのため、研究費に関する業務を一元化し、教員に対して適切な情報提供と活動支援を行うことが重要であるとの認識のもと、2024（令和6）年度から学務部研究支援課に、研究支援業務を集約し運用を行っている。

外部資金の獲得支援については、研究支援課において、外部の研究費・助成金等の公募情報を収集し、グループウェア(desknet's)で教員に提供し、積極的な応募を促している。また、文部科学省の所管にある日本学術振興会が行う「科学研究費助成事業」（以下「科研費」という。）に関しては説明会を実施する等、より積極的な対応を行っている。さらに、この科研費の応募を促進するため、科研費に採択された教員に対する「インセンティブ手当」制度を創設し、2023（令和5）年度から運用している。

<研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等>

教員の教育研究上の必要性を踏まえて、専任教員には所属学部の所在するキャンパスに個室の研究室を備えている。また、教育研究支援の一環として、ティーチングアシスタン

ト（TA）の制度を、さらに、教員に対する研究時間の確保のための一環として「海外留学制度」（長期留学1年間、短期留学3ヶ月以内）や「特別研究期間制度」（国内外の研究6ヶ月）を設けている。加えて、本学では、教育改革の一環として、2022（令和4）年度から105分授業を導入しており、これにより、授業期間の短縮・休業期間の延長が図られ、教員の研究活動や社会サービス活動の時間を確保している。

＜オンライン教育を実施する教員からの相談対応、技術的な支援体制＞

本学では、オンライン教育の実施にあたって「オンデマンド型授業実施要件」「同時双方向型授業実施要件」を定め、教員と情報共有を図っている。また、オンデマンド型授業においてより良いコンテンツを作成・提供するため、2021（令和3）年度より「オンデマンド型授業」用に、教室での授業風景とPC投影画像等を組み合わせて一つの動画として収録できるシステムを導入し運用している。

支援体制については、授業の実施に関する相談については学務部学務課、八王子学務課が、システム等の技術的な支援については、図書館・情報センター事務部電算課、八王子電算課が担っている。

点検・評価項目⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1： 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

本学では、文部科学省における方針「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、「拓殖大学における公的研究費の不正防止対策に関する基本方針」を2021（令和3）年11月に策定し、この基本方針に基づき、不正防止に関する取り組みを実施している。

また、不正防止に関する取り組みにあたっては、「拓殖大学研究倫理・公的研究費運営管理規程」「拓殖大学研究倫理ガイドライン」「拓殖大学研究倫理審査委員会規程」「拓殖大学安全保障輸出管理に係わる規程」「拓殖大学における公的研究費不正防止計画」「研究倫理及び不正防止に関するコンプライアンス教育・啓発活動の実施計画」等を定め、教職員・学生等の構成員に周知するとともに、ホームページに掲載し公表している。

＜研究倫理確立のための機会等の提供＞

本学では、「研究倫理及び不正防止に関するコンプライアンス教育・啓発活動の実施計画」を策定しており、研究倫理・公的研究費適正化委員会を中心に、実施計画に基づく活動を企画し、定期的に実施している。

コンプライアンス教育においては、本学でコンプライアンスに関する研修（講演会・説明会を含む）を年1回企画・実施している。この研修には、研究活動・研究費業務に従事する教職員は必ず参加することを義務付けている。また、教員に対しては、「日本学術振

興会研究倫理 e-ラーニングコース（e-Learning Course on Research）」を定期的に受講することを義務付けている。学生に対しては、「履修要項」に「拓殖大学研究倫理ガイドライン」を掲載し、新入生ガイダンス時に説明し、理解を深めている。

啓発活動においては、研究倫理リーフレット『拓殖大学は公正な研究活動に取り組んでいます』を作成・配付しているほか、毎年度四半期に1回以上、チラシや資料を作成・配布している。その内容については、グループウェア(desknet's)等に掲載し、学生・教職員で共有するとともに、ホームページで公表している。

＜研究倫理に関する学内審査機関の整備＞

本学では、生命科学・医学系の学部・研究科を有していないため、「人を対象とする研究」の実施は少ないが、人文社会科学系分野における行動調査研究においては、個人のプライバシーに係る情報・データの収集・分析が行われたり、理工学分野における実証実験においては、18歳未満の者や障がいのある者が対象者として含まれることがある。そのため、本学では「拓殖大学における「人を対象とする研究」に関する手続き」を制定し、教員のみならず大学院生が実施する研究においても「人を対象とする研究」に該当する場合には、事前に申請し承認を得ることを義務付けている。

また、審査体制については、学長を委員長とする「拓殖大学研究倫理・公的研究費適正化委員会」のもとに、具体的な研究計画を審査する機関として、副学長（研究担当）を委員長とする「拓殖大学研究倫理審査委員会」を設置し、厳格な審査が行われている。この審査委員会の組織及び運営等に係る必要な事項については、「拓殖大学研究倫理審査委員会規程」を制定し、その内容を明確にしたうえで、ホームページ等に掲載し公表している。なお、研究倫理審査の実績については、計画変更の審査を含め、2024（令和5）年度は14件、2025（令和6）年度は27件である。

点検・評価項目⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境に関する検証については、「質保証方針等」に基づき、各部署において自己点検・評価シートを用いた点検・評価を実施し、内部質保証委員会では、各部署の自己点検・評価結果を踏まえて全学的な見知からの自己点検・評価を実施している。

また、点検・評価結果に基づく改善実績としては、第3期認証評価結果における「情報倫理教育の実質化」に関する意見を踏まえ、「事例でわかる情報モラル&セキュリティ」を教科書として採用し、初年次教育の講義に利用するとともに、本教科書に対応した自習用コンテンツをBlackboardに掲載し、理解度を深める取組を実施している。また、ICT機器等の整備においては、「C A L L 教室整備計画の方向性」を取りまとめ、それを実施

することを決定した。さらに、研究費制度関連では、拓殖大学個人研究費制度の改革、研究支援体制の強化、外部資金獲得を促す制度の創設等が挙げられる。

2. 長所・特色

本学では、「教育・研究等環境整備の方針」に基づき、教育研究活動に必要な施設及び設備を適切に整備している。また、新たなニーズや社会の動向を踏まえ、教育・研究等環境の整備・充実に努めている。

教員の研究活動の支援について、2024（令和6）年度から研究支援業務を学務部研究支援課に一元化し、教員に対する適切な情報提供、きめ細かな支援活動を行う等、質の高い研究支援活動を実施している。また、全学的に研究費の在り方を検討し、新たに「拓殖大学個人研究費規程」「拓殖大学工学部個人研究費規程」を制定し、2025（令和7）年度から運用を開始している。また同時に「拓殖大学研究所研究助成等要領」を改正し、附置研究所において行う研究助成及び海外学会等発表旅費助成に関しても充実を図っている。

3. 問題点

図書館における人員配置については、学生や教員の教育研究活動を支える重要な基盤であるため、大学設置基準においても、その整備が義務付けられている。また、教育組織の新設・再編等を具現化する際に、図書館における人員配置の状況によっては支障をきたすことにも繋がるため計画的な整備が求められる。

また、近年の為替の急激な変動により電子ジャーナル、データベース、洋書等の価格が高騰していることに伴い、図書館における電子ジャーナル等の契約・整備が課題となっている。なお、電子ジャーナルの価格高騰問題は、本学固有の問題ではなく、世界共通の課題である。したがって、本学としての対応策は、電子ジャーナル等の利用データを分析し、教育研究で特に必要とする電子ジャーナル等を把握しつつ、継続の可否、新規購入の是非を見極めながら、購入予算を確保し整備することとする。

4. 全体のまとめ

本学では、「教育・研究等環境整備の方針」に基づき、環境整備を着実に実施している。校地・校舎においては、大学設置基準及び大学院設置基準に踏まえた整備を実施しており、両キャンパスともに条件を満たしている。また、施設においても、学部・研究科における学生の学習及び教員の教育研究活動に即した、講義室、演習室、情報処理学習施設（P C教室）、語学学習施設及びスポーツ施設を整備するとともに、防災対策、環境衛生・省エネルギー対策にも配慮を行っている。さらに、総合情報センターによるネットワーク環境や情報通信技術（I C T）等機器の整備・運用、図書館による学術情報資料の収集・提供等、全学的な対応を行っている。

したがって、自己点検の結果として「第8章 教育研究等環境」においては「概ね良好」と判断した。

第9章 社会連携・社会貢献

1. 現状説明

点検・評価項目① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1： 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、「拓殖大学 社会連携・社会貢献の方針」を策定しており、その内容は、「大学が有する教育・研究の成果、各種施設、ネットワーク等の知的・物的資源の社会への還元」「社会連携・社会貢献や国際社会への協力・貢献」「地域社会の課題解決」を柱としている。

なお、この方針は、グループウェア(desknet's)で学内共有するとともにホームページで公表している。

点検・評価項目② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組を実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1 学外組織との適切な連携体制

評価の視点2 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3 地域交流、国際交流事業への参加

本学では、「拓殖人材」の育成に努めており、そのための素養の一つである「人間性」を高める手段の一つとして、学生が社会連携・社会貢献活動に参画することが重要であると考えている。また、大学の使命は、「教育」「研究」「社会貢献」であることから、本学において創出された研究成果を広く社会に公表するとともに、民間企業等との共同研究を実施し、優れた成果を創出して社会に還元することも重要であると考えている。また、地域の活性化を図るために優れた人材の登用が必要となるため、地方自治体との連携により、本学の卒業生が地元に戻り活躍できる環境の整備、長寿社会の中で充実した人生を過ごすための学びの継続（教養の醸成、生涯学習）、地域との交流等を実施することが重要であると考え、「社会連携・社会貢献の方針」に基づき、各学部・研究科の協力を得つつ、附置研究所、地域連携センター、産学連携研究センター等が中心となり様々な活動を実施している。

＜学生への実践的学修と地域振興＞

本学では、国内外の地域社会との交流及び活性化に貢献するとともに、学外諸機関とも連携して、学生の実践的学修に資することを目的として「地域連携センター」を八王子国

際キャンパスに設置している。

このセンターを中心に、本学は地域社会及び学外諸機関との連携に係る多数の協定・覚書を締結している（2025（令和7）年3月31日現在：22件）。

また、同センターは協定・覚書に基づき多くの活動を実施し成果を挙げており、その活動・成果については、毎年度「地域連携センター事業報告書」として取りまとめ、ホームページで公表している。例として、2024（令和6）年度の活動では、盛岡市との連携・協力に関する包括協定のもとで「岩手県盛岡市「文京区学生と創るアグリイノベーション事業」」が実施され、本学からも多数の研究室・ゼミが参加し、「IoTによる農業支援」「有害鳥獣防除の効果的手法」等をテーマに調査・研究を行い、その成果を発表した。また、山梨県富士川町との包括連携に関する協定のもとで「山梨県富士川地域の活性化に向けた取り組み」が実施され、本学から多数のゼミが参加し、「地域活性化を狙った商品開発」「平林地区の農業体験宿泊施設「たはたの宿」に焦点をあてた活性化策の提案」等を行い、その具現化に向けた取組が行われている。このような取組により、より実践的な教育の場の提供と地域連携活動の両立が達成できている。

＜研究成果の創出と社会貢献＞

本学では、教員による研究活動が実施され、多くの研究成果を創出している。その成果を社会に還元するため、ホームページの「教員情報」に研究業績を掲載し、どのような成果を挙げているかを社会に公表している。この取組をさらに充実するため、本学の教員情報システムと科学技術振興機構（JST）が運営する「researchmap」の連携を検討し、2025（令和7）年度から「教員情報」の研究業績等は「researchmap」のページを参照しており、双方の情報の充実・正確性の向上を図った。また、本学では「拓殖大学機関リポジトリ」を運用しており、附置研究所における研究成果（論文等）を掲載し、公表している。

また、理工学分野に係る企業等学外機関と連携して地域及び産業の活性化に貢献することを目的として「拓殖大学产学連携研究センター」を設置している。同センターでは、前述の目的を達成するため、学外機関と共同して行う研究・開発・実験等の場の提供と推進、学外機関から委託を受けて行う研究・開発・実験等の場の提供と推進等に取り組んでいる。活動実績の具体例としては、電波のトータルソリューションカンパニーであるマイクロウェーブファクトリー株式会社とこれからの発展が期待される携帯電話等の無線機器に用いられているマイクロ波の産業応用を進めるため、八王子国際キャンパス内に大型電波暗室等を備えた产学連携研究センター・マイクロ波研究棟を設置し、共同研究を行っている。

＜地域社会の活性化＞

東京にいると地元の情報を入手し難い。そのため、地方自治体等と学生就職支援に関する協定書を締結するとともに、U・Iターン就職に关心のある学生を対象に、各地方自治体のU・Iターン担当者から各地域別の就職状況、インターンシップ及び優良企業等の情報提供を目的とした「地方創生U・Iターン就職セミナー」を開催している。また、ホームページに「道府県別就職情報サイト」を掲載し、U・Iターン就職に关心のある学生を支援している。これらの取組により、本学の学生が各地域に就職し、そこで活躍すること

により、地域社会の活性化にも貢献している。

＜教養の醸成、生涯学習への貢献＞

本学では、大学学則第64条に基づき、附置研究所主催の「公開講座」を中心に、多種多様で、かつ本学の特色を活かした公開講座を実施している。大別すると「外国語講座」「日本語教師養成講座」「国際講座」「イスラーム研究所講座」「高大連携講座」「高校生のためのアジアの言語と文化」「日本語教育能力検定試験対策講座」等である。

なお、日本語教育研究所が実施している「日本語教師養成講座」については、日本語教員の公的な資格の取れる講座であり、2023（令和5）年に制定された「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づき、「登録日本語教員養成機関」「登録実践研修機関」としての再登録申請が必要となった。現在は経過措置期間となっているが、早期に承認が得られるよう申請の準備を進めている。

また、大学の機能として、社会に対して開かれた存在であるということが望まれており、本学図書館としても、文京区民、八王子市民、及び本学の公開講座受講生に対する利用証発行をはじめ、学生夏季休暇期間を利用し、高校生・予備校生を対象に学習のための図書館開放を行っており、保有する情報資源や人材を活用して、社会・地域連携に積極的に取り組んでいる。

＜地域との交流＞

本学は、地域に開かれた大学として、学術研究の公開、大学の施設設備の一般開放等により地域との交流を促進するとともに、相互理解と親睦を図りサッカー及びバレー、ボールの振興と発展に資するため、「拓殖大学杯サッカー大会」「拓殖大学杯バレー、ボール大会」を開催している。

点検・評価項目③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1： 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2： 点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献に関する点検・評価については、「質保証方針等」に基づき、各部署において自己点検・評価シートを用いた点検・評価を実施し、内部質保証委員会では、各部署の自己点検・評価結果を踏まえて全学的な見知からの自己点検・評価を実施している。

また、点検・評価結果に基づく改善例としては、产学連携研究センターにおける技術指導について、自己点検の結果（規程で明確にする必要がある）を踏まえ、「拓殖大学产学連携研究センター規程」を2024（令和6）年10月1日付けで改正した。また、上述の日本語教育研究所においては、「日本語教師養成講座」の継続の是非について自己点検した結果、継続が必要と判断し申請の準備を開始している。

2. 長所・特色

本学では、「社会連携・社会貢献の方針」に基づく、社会連携・社会貢献に関する活動を実施している。特に、地域連携センターにおける活動は、学生に対するより実践的な教育の場の提供と地域連携活動を両立するものである。また、産学連携研究センターにおける活動は、理工学分野に係る企業の支援・産業の活性化に貢献するものである。さらに、附置研究所が実施する公開講座は、多種多様かつ本学の特色を活かした有意義なものである。このような活動は、本学において誇れる活動である。

3. 問題点

特になし

4. 全体のまとめ

本学においては、「社会連携・社会貢献の方針」に基づき、各学部・研究科の協力を得つつ、附置研究所、地域連携センター、産学連携研究センター等が中心となり様々な活動を実施している。また、個々の教員や組織としての研究活動状況や研究成果を公表することにより社会貢献につなげている。

これらの活動により、学生の成長支援・就職支援、社会人や高齢者等、様々な人の生涯学習のサポート、研究分野の発展、地域社会の振興、社会との交流等、様々な影響、効果、成果を上げている。

したがって、自己点検の結果として「第9章 社会連携・社会貢献」においては「概ね良好」と判断した。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

1. 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するためには必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1： 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2： 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

建学の理念・教育目的に基づき、中・長期計画「教育ルネサンス 2030」を策定し、その具現化に向け様々な活動を実施している。また、その活動を推進するため、先に述べた「教育目標」をはじめとする「三つのポリシー」「内部質保証」「教員・教員組織編制」「学生支援」「教育・研究等環境整備」等分野ごとに具体的な方針等を定めている。さらに、それらの活動を安定的、持続的に遂行するため「拓殖大学 管理運営の方針」を定め運用している。また、同方針は、グループウェア(desknet's)に掲載し教職員で共有するとともに、ホームページで公表している。

なお、「管理運営の方針」については、第3期認証評価結果において「「拓殖大学管理運営の方針」は、財務面に偏重した内容となっており、大学運営上のマネジメントや組織の体制・役割等に関する考え方等を明示しているとはいえないため、今後の検討が望まれる。」との意見があり、現在は、大学教学会議において検討を実施するため、他大学の「管理運営の方針」「大学運営の方針」等の情報収集を行い、改正案を検討中である。

点検・評価項目② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1： 適切な大学運営のための組織の整備

評価の視点2： 適切な危機管理対策の実施

大学学則、大学院学則において、教育組織・教職員組織に関する基本方針を明確にし、それにに基づき、大学運営のための組織を設置し、それぞれの権限を関係規程等で明示する等、整備・運用を適切に実施している。

<学長・役職教員の選任方法と権限>

まず、大学をマネジメントする者として学長を配置している。学長の任務は、学校教育法第92条に基づき、大学学則において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定めている。学長の選考にあたっては「拓殖大学学長選考規程」に基づき、本学の

建学の理念を実践し体現できる者であり、また、人格が高潔で学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者を、公正な選考手続きを経て選出・配置している。

また、学長以外に、副学長、大学院長、学部長、研究科長、別科長、附置研究所長、図書館長等の役職教員を配置しており、この役職教員の職制、職務内容（権限）及び選任方法は「拓殖大学教学組織規程」に定めている。

＜学長による意思決定及びそれに基づく執行＞

学長が校務を進めるにあたっては、学長を中心とした教学運営体制を構築し、各種方針を定め、それを実行する仕組みとしている。特に、教学事項に関しては、全学的な組織である大学教学会議、大学院委員会に諮りつつ、またその前段階として各学部教授会、研究科委員会での意見を集約し、教学運営及び大学改革等に取り組んでいる。

また、学長の教学マネジメントのもと、教学運営に関する協議を行うことを目的として、学長、常務理事（教学担当）、副学長、事務局長を構成員とする「拓殖大学学長室会議」を設置し、定期的に開催している。

＜教授会の役割の明確化、学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化＞

教授会の役割については、本学学則で明確化し、さらに具体的な取り決めは「拓殖大学教授会規程」「拓殖大学教授会運用内規」で定めている。教授会の役割は、学校教育法に定められているとおり、学長の諮問事項及び学長・学部長への意見具申事項を審議する組織として位置付けている。よって、教育研究に関する重要事項は、教授会等の意見を踏まえ学長が決定している。

＜教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化＞

「学校法人拓殖大学寄附行為」において、理事会等の権限を明確にしているほか、「学校法人拓殖大学理事会細則」「学校法人拓殖大学常務理事会運営規程」等において、理事会等の具体的な業務、運営方法等を定めている。理事会は、最高執行機関として法人が設置する学校（本学等）の業務を含めて、学校法人の基本的な運営方針、事業計画等を決定している。一方、大学の教學組織においては、本学の教學の適正かつ効率的な運用を図ることを目的としており、両者の権限と責任は明確になっている。

なお、学長は「本法人の設置する学校の長及び事務局長のうちから理事選任委員会において選任した者」、副学長のうち1人は「本法人の設置する学校の教職員のうち理事選任委員会において選任した者」とされた理事となっており、大学（教學組織）と法人組織（理事会等）とは、有機的な連携が図られている。

＜学生、教職員からの意見への対応＞

本学では、学生に関する複数のアンケートを実施しており、その中に自由記述欄を設けることにより、学生からの意見等を収集している。また、学生主事や相談員を配置し各種の面談を実施しており、その際にも意見・要望を聴取している。教職員からは、研修会・ワークショップや、教職員組合との団体交渉の場を介して意見を聴取している。これらの意見に対しては、関連する部署で検討し必要に応じて改善策を講じている。具体的な対応

例として、第8章（教員研究等環境）で述べた「研究費制度の改革」は、研究倫理研修における自由討議での教員からの要望をも踏まえての改革である。

＜適切な危機管理対策の実施＞

本法人では、私立学校法の改正を踏まえ、「学校法人拓殖大学内部統制システム整備の基本方針」「学校法人拓殖大学リスク管理規程」「学校法人拓殖大学コンプライアンス推進規程」の制定、「学校法人拓殖大学公益通報等に関する規程」の改正について、2024（令和6）年12月19日開催の理事会において決定し、2025（令和7）年4月1日から運用を開始している。このほか、資金運用におけるリスク管理の状況等の点検を行うとともに「学校法人拓殖大学資金運用細則」を見直し新たに「学校法人拓殖大学資金運用規程」を制定した。

また、本学においても「情報セキュリティ対策に関する規程」「研究倫理・公的研究費運営管理規程」「ハラスメント防止等に関する規程」等の方針や諸規程を整備し、危機管理対策を実施している。

さらに、監事による「監事監査」や内部監査室による「内部監査」においては、業務監査及び会計監査を実施している。また、法令に基づく公認会計士（独立監査人）による会計監査を実施している。これらの監査により、業務プロセスの効率化やリスク管理の強化を図っている。

点検・評価項目③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1： 予算執行プロセスの明確性及び透明性

予算編成については、「予算編成方針及び重点施策事項」原案を予算編成会議で作成し、常務理事会、理事会の承認を経た後、教職員へ告知している。各予算単位による「事業計画書」を提出後、内容を精査・収支概要及び内示案を常務理事会へ報告し、各予算単位で予算額を内示している。内示案に基づいた予算に関するヒアリングを実施後、事業計画書案及び予算案を作成し、評議員会の審議を経て理事会で決定している。

なお、予算編成における取組としては、継続事業（経常的支出）については、節減の姿勢を堅持しぜロシーリングを原則とし、中長期計画で策定された基本戦略に基づいた事業を優先的に実行している。

予算執行については、「経理規程」「理事長等の業務基準及び専決事項に関する内規」「同内規の取扱要領」「職務権限内規」等の諸規程に基づき、それぞれの業務執行上必要な手続を経て行っている。また、予算管理を中心とした経理システムを構築しており、予算残高の管理、執行管理を厳格に行い、予算管理のリアルタイム化、事業別予算管理を通じて、より適切な執行、経費削減を実行している。

点検・評価項目④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1： 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

事務組織については、「事務組織規程」「事務分掌細則」「職務権限内規」等により、事務組織、事務分掌、役職者の職制、権限等について規定し、大学業務を円滑かつ効果的に行っている。

事務組織体制については、常に様々な状況を考慮し組織改編を行い強化・充実を図っており、2022（令和4）年5月1日には広報部を、2024（令和6）年4月1日には総合企画部を改組し、企画部及び経理部を設置し、現在は、法人業務担当の企画部、総務部、経理部、広報部、八王子事務部と、教学部門担当の入学支援センター事務部、学務部、学生部、就職部、国際部、図書館・情報センター事務部の11部を設置している。また、配下の事務組織として25の課（室）を設けている。その他、理事長直属の拓殖アカイブズ事業室、内部監査室を設置している。

職員採用については、「学校法人拓殖大学事務職員等採用規程」「学校法人拓殖大学事務職員等採用内規」に規定する募集、選考方法により行っている。昇任等については、「事務職員の身分等級に関する取扱要領」により定められた昇格基準を充足した者について、直属上司の推薦を経て「事務職員等級格付委員会」において審議し、理事長が決定している。なお、人事考課については、被考課者のセルフチェックと上司の評定結果をすりあわせることによって、被考課者の業務レベルや業務成果を検証できる取組を行っている。

また、専門的知識、技能を有する職員が所属する法人部門や国際関係部署では、取得資格や職務経験等の優れた者を中途採用して配置している。また、育成面では、部内での業務研修のみならず、外部の専門研修を通じて技能や知識の修得を図っている。

教職協働については、大学運営の充実化や高度化を図るうえで重要であるとの考え方ともと、職員も大学運営等の意思決定に参画し、企画・立案にあたるなど重要な役割を担っている。また、学内における所属部署別の業務改善研修、職階別の資質向上研修、目的別研修等の受講のみならず、外部の専門研修への積極的な参加を通じて知識や技能の修得を図っている。

職員の業務評価は、事務局長通達に基づき年1回、「業務成績」「意識・態度」及び「職務遂行能力」の3要素による人事考課を実施している。考課結果は点数化し、「事務職員等級格付委員会」「事務職員賞与調整委員会」において全体的な調整を行った後、「給与規則」「事務職員の本給に関する取扱要領」に基づき、良好な成績で勤務した者の昇給等を決定する際の基礎データとして活用している。また、人事異動については、「管理職報告書制度（事務局長通達）」「自己申告書制度」を考慮し決定している。

点検・評価項目⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1： 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（S D）の組織的な実施

本学では、スタッフ・ディベロップメント（S D）を効果的かつ効率的に実施する観点から、すべての教職員に研修の機会を設けること、その他必要な取組を行うことを明記した「拓殖大学 S D 実施方針」を定め、ホームページに掲載し、教職員に周知するとともに、社会に公表している。

また、S D活動を推進するにあたり「拓殖大学 S D 取組計画」を定めており、各部署における業務改善等を目的とする「所属部署別研修」、教職員等の能力及び資質向上を目的とした「S D研修会」、基礎知識、能力開発等を目的とした「目的別研修」の3種の研修構成し、所属組織や個人の状況に応じた多様な制度を設けている。

なお、教職員の資質向上を目指したF D・S D及び教職協働や各種研修制度の構築については、「教育ルネサンス 2030」の基本戦略として掲げ、オレンジプロジェクト（教職員・学生が一丸となって取り組む、拓殖大学改革プロジェクト）等を積極的に推進している。

点検・評価項目⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点 1： 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2： 監査プロセスの適切性

評価の視点 3： 点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営に関する点検・評価については、「質保証方針等」に基づき、当該部署において自己点検・評価シートを用いた点検・評価を実施し、内部質保証委員会では、各部署の自己点検・評価結果を踏まえて全学的な見知からの自己点検・評価を実施している。

また、拓殖大学 2030 教学経営会議において「教育ルネサンス 2030」の実施状況等について、定期的に確認を行っている。

監査プロセスについては、監事による「監事監査基準」「監事の職務に関する内規」に基づく監事監査を、内部監査室による「内部監査規程」に基づく内部監査を、公認会計士（独立監査人）による法令等に基づく会計監査を、それぞれの分担に応じて実施し、必要に応じて相互に連携を図り、適切な監査が行われている。

なお、学校法人拓殖大学寄附行為の変更に伴い、2024（令和6）年度に「監事の職務に関する規程」を制定し「監事の職務に関する内規」を廃止した。また、「監事監査に関する内規」を制定し「監査監事基準」を廃止し、それぞれ 2025（令和7）年度から適用している。

2. 長所・特色

本学では、「拓殖大学SD実施方針」に基づき、「所属部署別研修」「SD研修会」「目的別研修」の3種の研修構成のなかで、所属組織や個人の状況に応じた多様な制度を設けている。この中で最も特色がある取組は、教職員・学生が一丸となって取り組む、拓殖大学改革プロジェクト「オレンジプロジェクト」である。このプロジェクトは、常務理事・事務局長（オレンジプロジェクトチーム長）が統括し、次世代を担う若い職員が中心となり、各部署のセクショナリズムを取り払い、新たな視点で学生とともに広報活動を実践し、国際交流、学生生活の充実、キャリア教育サポート、スポーツの振興、地域貢献、女子学生満足度向上等、実践的な成長が得られる様々な活動を通じ、コミュニケーション能力や人間力の向上にも寄与するものである。

3. 問題点

「管理運営の方針」について、第3期認証評価結果において「「拓殖大学管理運営の方針」は、財務面に偏重した内容となっており、大学運営上のマネジメントや組織の体制・役割等に関する考え方等を明示しているとはいえないため、今後の検討が望まれる。」との意見に対して、早期に結論を得ることが望まれる。

4. 全体のまとめ

現状として本学は、建学の理念・目的の実現に向け、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行っている。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず職員の資質向上に取り組んでいる。

一方、第3期認証評価結果における「拓殖大学管理運営の方針」に関する意見に対して最終的な結論を得ていない状況である。

したがって、自己点検の結果として「第10章第1節 大学運営」においては「軽度の課題あり」と判断した。

第2節 財務

1. 現状説明

点検・評価項目① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財務計画を適切に策定しているか。

評価の視点 1 : 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点 2 : 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学の中・長期計画「教育ルネサンス 2030」において、経営・財務戦略として「収入の安定的確保や多様化を図るとともに、既存事業を見直し、費用対効果を検証し、極力、物件費や人件費の抑制に努める。また、施設・設備の改修等による財源を確保するため、各種引当特定資産に積極的な積立を行い、内部留保資産の充実を図る。」ことを基本方針とし、この具現化に向けた戦略を定め、様々な活動を実施している。また、「教育ルネサンス 2030」は、ホームページに掲載し公表している。

なお、「教育ルネサンス 2030」に掲げた、財務関係比率に関する指標又は目標は、【基本戦略 1】収容定員増による学生生徒等納付金収入の安定的確保、【基本戦略 2】財務比率の改善、【基本戦略 3】各種引当特定資産への積立による内部留保資産の充実、【基本戦略 4】学生生徒等納付金以外の収入の確保とし、その戦略のもとで個別計画を策定し、推進している。

点検・評価項目② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1 : 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点 2 : 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点 3 : 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

<財務基盤>

収入の部における構成比において、法人全体の学生生徒等納付金比率（学生生徒等納付金÷経常収入）は、2023(令和5)年度決算で 78.8% (2022(令和4)年度決算は 80.1%) であるが、大学においては、83.5% (同 85.4%) である。なお、本学全体（学部・研究科）の収容定員に対する在籍学生数の比率は、約 98% (2025(令和7)年5月1日現在: 98.5%、2024(令和6)年5月1日現在: 96.6%) であり、収容定員に近い数の学生を確保している。

また、2025(令和7)年度には、政経学部社会安全学科（入学定員150名）を新設し収容定員増を図る等、学生生徒等納付金の安定した確保に努めている。

支出の部における大学の入件費比率（入件費÷経常収入）については、2023(令和5)年度決算で43.7%（2022(令和4)年度決算は43.7%）となり、日本私立学校振興・共済事業団（理工他複数学部）の平均値以下で推移している。

さらに、将来必要となる原資に対する計画的な積立や緊急時における学生への経済的支援の財源確保として、各種の引当特別資金を充実しておくことが必要である。法人全体では、2023(令和5)年度決算時において約137億円（対前年度約16億円増）の特定資金を確保しており、将来を見据えた財政基盤の充実を図っている。

＜教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み＞

予算編成・予算配分において「継続事業（経常的支出）については節約の姿勢を堅持し当該年度予算額のゼロシーリングを原則とする。なお、中長期計画で策定された基本戦略に基づいた事業を優先的に実行する。」とした事業計画策定の基本方針に基づき、事業計画書（予算配分計画書）を作成し、それぞれの活動を実施している。

＜外部資金の獲得状況、資産運用等＞

大学の健全な発達に資するには、財政基盤を安定させて適切な大学運営を行うことである。そのためには、学生生徒等納付金収入のみに依存することなく、外部資金を積極的に獲得し、収入の安定的確保を図ることである。

本学における寄付金・補助金の受入状況は、次のとおりであり2023(令和5)年度は特別寄付金で多額の寄付を受け入れ、奨学基金に充当した。

区分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
特別寄付金	41,319千円	37,677千円	317,952千円
一般寄付金	50,000千円	50,100千円	50,000千円
国庫補助金	1,045,029千円	1,032,571千円	985,490千円
地方公共団体補助金	829千円	762千円	733千円
若手・女性研究者奨励金	400千円	0千円	0千円
合計	1,137,577千円	1,121,110千円	1,354,175千円

〔備考〕金額は、各年度の事業活動収支計算書より転記。現物寄付は除く。

また、本学における民間企業からの受託事業等に伴う収入（受託事業収入）、競争的研究費（科学研究費補助事業）の間接経費等の受け入れ（研究関連収入）は、次のとおりであり、受託事業収入が減額傾向にある。

区分	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
受託事業収入	129,567千円	128,807千円	126,712千円

研究関連収入	10,903 千円	13,120 千円	13,231 千円
合 計	140,470 千円	141,927 千円	139,943 千円

さらに、上記の収入には含まれていない競争的研究費（科学研究費補助事業）についての本学の採択状況は以下のとおりである。なお、本学では、教員への積極的な情報提供や教員の科研費応募への意識向上を図る目的で2023(令和5)年度に創設した「インセンティブ手当」等の取組により、微増ではあるが年々増加傾向にある。また、2025(令和7)年度には、外部委託による「科研費申請講演会」を実施し、科研費獲得に向けての啓蒙活動を実施する。

区分	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
新規課題	[6件] 7,100 千円	[9件] 11,900 千円	[11件] 13,800 千円
継続課題	[27件] 19,400 千円	[26件] 18,200 千円	[24件] 20,800 千円
合 計	[33件] 26,500 千円	[35件] 30,100 千円	[35件] 34,600 千円

[備考] 本学ホームページ「外部競争的研究資金獲得状況」に掲載した科研費採択者（研究代表者）の件数である。金額は、研究計画における各年度の交付予定額の総計である。

さらに、本学独自の寄付制度として、拓殖人材育成「オレンジ募金」を立ち上げ、ホームページ等を通じて広く募金を呼びかけている。なお、「オレンジ募金」は、教育ルネサンス2030事業、スポーツ振興強化、奨学支援の充実等の目的を限定した寄付制度であり、寄付者の意向を尊重して活用している。なお、2024(令和6)年度の「オレンジ募金」の寄付受入件数・金額は、延237件、38,821千円であった。

2. 長所・特色

2030(令和12)年を見据えて法人として策定した中・長期計画「教育ルネサンス2030」において、経営・財務戦略を掲げ、財政状況の改善に取り組んでおり、安定かつ健全な財政基盤を維持している。また、「オレンジ募金」を立ち上げ、積極的な募金活動により、多額の寄付を集めている。

3. 問題点

2024(令和6)年度に研究支援体制の強化を図り、外部資金（科研費等）の獲得に向けた取組を実施し、受入金額は安定的に推移している。しかし、現状に満足することなく、更に外部資金の受入額を増加させることが望まれる。

4. 全体のまとめ

本学では、収入面においては、学生の収容定員の適正化を図り、学生生徒等納付金の安定的な確保に努めるとともに、外部資金（寄付金、科研費等）の積極的な獲得を推進している。一方、支出面においては、「事業計画策定の基本方針」に基づき、継続事業（経常

的支出）については節約の姿勢を堅持し当該年度予算額のゼロシーリングを原則とし、中長期計画で策定された基本戦略に基づいた事業を優先的に実行する等し、財政基盤の強化に取り組んでいる。

したがって、自己点検の結果として「第10章第2節 財務」においては「概ね良好」と判断した。

終　　章

1. 全体の総括

この度の自己点検・評価結果では、第1章（理念・目的）、第2章（内部質保証）、第3章（教育研究組織）、第6章（教員・教員組織）、第7章（学生支援）、第8章（教育研究等環境）、第9章（社会連携・社会貢献）、第10章第2節（大学運営・財務：大学運営）においては「概ね良好」と判断した。

一方、第4章（教育課程・学習成果）、第10章第1節（大学運営・財務：大学運営）においては「軽度な課題あり」、第5章（学生の受け入れ）においては「課題あり」と判断した。

この自己点検・評価結果において抽出された問題に対して早期に改善策を策定し、それを実行することにより、内部質保証システムを適切に機能させ、大学としての様々な質の向上を図ることが重要である。

したがって、特に「課題あり」と判定した第5章（学生の受け入れ）において、安定的に定員確保が行われていないと指摘されている外国語学部の各学科、国際学部国際学科、経済学研究科の博士前期課程・後期課程、商学研究科博士前期課程、地方政治行政研究科修士課程及び別科においては、今後の学生確保の見通しを分析したうえで、改善策を見出し、取組むよう求めていきたい。

2. 今後の展望

中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（2025（令和7）年2月21日）で述べられているとおり、社会の変化、高等教育を取り巻く変化の中で、我が国の「知の総和」の向上が求められている。本学においても、同答申で示されている今後の高等教育政策の方向性「教育研究の「質」の更なる高度化」の実現に向け、中・長期計画「教育ルネサンス2030」を推進し、「学修者本位の教育の更なる推進」「多様な学生の受入れの促進」「大学院教育の改革」「研究力の強化」「情報公表の推進」を実現する。これにより、本学は、優れた高等教育機関として、建学の理念に基づき、「専門性」「国際性」「人間性」の三つの素養を具え、持続可能な活力ある社会の担い手や創り手となる「拓殖人材」を育成・輩出し、社会的使命を果たしていく。